

教育委員会臨時会議事日程

令和元年10月18日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
台風第15号及び第19号の対応について
平成30年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について
令和元年度横浜市立高等学校及び併設型中学校第三者評価結果について
- 3 審議案件
教委第28号議案 令和元年度横浜市指定文化財の指定について
教委第29号議案 横浜市立図書館の指定管理者の指定に関する意見の申出について
教委第30号議案 横浜市立中学校における授業中の負傷事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について
教委第31号議案 横浜市立小学校における給食室屋根材の飛散による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について
- 4 その他

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 10/7 決算第一特別委員会（局別審査）
- 10/15 決算第一特別委員会（採決）
- 10/16 本会議（第4日）決算議決、追加議案上程・質疑・付託
本会議 追加議案議決

2 市教委関係

（1）主な会議等

- 10/9 よこはま子どもピースメッセンジャーによる教育長表敬訪問
- 10/17 宮田中学校創立70周年記念式典

（2）報告事項

- 台風第15号及び第19号の対応について
- 平成30年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について
- 令和元年度横浜市立高等学校及び併設型中学校第三者評価結果について

3 その他

台風第 15 号及び第 19 号の対応について

1. 台風第 15 号関連

(1) 休校対応

9 月 9 日（月） 学校防災計画の基準により、市立学校全校一斉休校
（横浜市立南高等学校及び附属中学校は学校行事片付けのため午後から
繰り下げ登校）

(2) 学校施設の被害状況

倒木等校庭関係 計 161 件、161 校
屋根材破損等建物関連 計 136 件、129 校（15 日 17 時現在）
※現在、順次撤去作業等を実施

(3) 教育委員会事務局所管・関連施設の対応・被害等状況

- ・ 図書館
 - 中図書館：9 月 9 日（月）～10 日（火） 休館（浸水等被害のため）
 - 南図書館：9 月 9 日（月） 休館（停電のため）
 - その他図書館については、開館時間繰り下げ等の実施により開館
- ・ 特別支援教育総合センター：倉庫屋根破損、倒木等の被害
- ・ 旧川合玉堂別邸：倒木等の被害（金沢区役所と協力して対応中）
- ・ 埋蔵文化財センター：体育館屋根材、窓破損等の被害
- ・ 横浜開港資料館（新館）：浸水、漏水被害
- ・ 各史跡等：倒木等の被害

(4) その他

- ・ 国指定史跡朝夷奈切通が倒木等の被害により通行止め（継続中）

2. 台風第 19 号関連

【気象情報】

10 月 12 日（土） 6 時 23 分 暴風警報 発表
7 時 5 分 大雨警報・洪水警報 発表
19 時 00 分 伊豆半島上陸
10 月 13 日（日） 3 時 37 分 大雨警報・暴風警報 解除
10 時 55 分 洪水警報 解除

(1) 教育委員会事務局での事前対応

- ・ 10 月 8 日（火） 教育施設課より通知（施設面における注意喚起）
- ・ 10 月 10 日（木） 総務課より通知（情報収集、イベントの中止や延期、避難所に指定されている学校の各区との連絡体制の確保）

(2) 休校対応 10 月 15 日（火）の休校措置はなし

- ・ 小中学校：10 月 12 日（土）土曜授業・学校行事等（13 校）は取りやめ
- ・ 高校：10 月 12 日（土）、10 月 13 日（日）学校行事（1 校）は取りやめ

(3) 学校施設の被害状況 (15日17時現在)

倒木等校庭関連 計58件 58校

屋根材破損等建物関連 計62件、54校

※現在、順次撤去作業等を実施

(4) 教育委員会事務局所管・関連施設の対応・被害等状況

・ 図書館

10月12日(土) 市立図書館 全館休館

10月13日(日) 中図書館を除く17館で9時半以降13時まで順次開館

※中図書館は12日、13日両日とも臨時休館

・ 特別支援教育総合センター：実習室ドア・ガラスの損壊、隣接学校敷地への倒木

・ 横浜市社会教育コーナー：10月12日(土)、13日(日) 臨時休館

・ 横浜開港資料館(旧館)：漏水被害

・ 横浜開港資料館、横浜ユーラシア文化館、横浜都市発展記念館、歴史博物館野外施設、三殿台考古館：10月12日(土)、13日(日) 臨時休館

・ 八聖殿郷土資料館：10月12日(土)、13日(日) 午前中臨時休館

(5) その他

・ 国指定史跡朝夷奈切通が倒木等の被害により通行止め(継続中)

平成30年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）

平成30年度『神奈川県児童・生徒の問題行動等調査』による

1 暴力行為

5,432件 [対前年度 503件 (10.2%) 増]

小学校で増加 [対前年度 573件 (16.6%) 増] (29年度 3,461件→30年度 4,034件)
中学校は微減 [対前年度 70件 (4.8%) 減] (29年度 1,468件→30年度 1,398件)

- ・小中学校ともに、生徒間暴力のみ増加しています。前年度に比べ小学校では743件(30.4%)、中学校では87件(9.4%)増加しています。
- ・小学校では、対教師暴力が前年度から63件(16.2%)、器物損壊が同107件(17.4%)減少しました。
- ・暴力行為を繰り返す特定の児童生徒が起こした件数は、大幅に減少しました。
- ・中学校では、26年度以降、減少傾向が続いています。

2 いじめ（認知件数）

5,546件 [対前年度 897件 (19.3%) 増]

小中学校ともに増加 小学校 [対前年度 557件 (15.6%) 増] (29年度 3,566件→30年度 4,123件)
中学校 [対前年度 340件 (31.4%) 増] (29年度 1,083件→30年度 1,423件)

- ・いじめ認知件数の増加は、「いじめの定義」の理解が広く浸透し、早期の小さな段階から「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に対応したことや、意識が高まった結果だと考えられます。
- ・いじめの態様は「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全件数の66.7%に見られ、多くのいじめは初期のコミュニケーショントラブルにあるといえます。
- ・いじめの発見のきっかけは、「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人からの訴え」が大きな割合を占めていますが、「アンケート調査」や「学級担任等の教職員」による発見の件数と割合が増加しています。

3 長期欠席

6,376人 [対前年度 483人 (8.2%) 増]

不登校は増加 [対前年度 419人 (9.2%) 増] (29年度 4,559人→30年度 4,978人)
不登校以外の長期欠席は微増 [対前年度 64人 (4.8%) 増] (29年度 1,334人→30年度 1,398人)

- ・「長期欠席（年間30日以上欠席）」のうち、「不登校」について増加傾向にあります。
- ・不登校の要因（複数選択）は、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が37.0%、家庭での環境変化や親子関係などの「家庭に係る状況」が38.2%です。
- ・前年度からの継続ではない、新たな不登校の数は、不登校全体の45.7%（前年度41.8%）です。
- ・不登校児童生徒への支援について、この5年間で関係機関との連携が最も進んでいます。

1 暴力行為の発生状況【概要】

【表1-1】全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	1,655	2,080	2,861	3,461	4,034	573	16.6%
中学校	2,045	1,826	1,476	1,468	1,398	▲ 70	▲ 4.8%
計	3,700	3,906	4,337	4,929	5,432	503	10.2%

(1) 対教師暴力の発生件数

	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	181	192	304	389	326	▲ 63	▲ 16.2%
中学校	235	145	112	104	91	▲ 13	▲ 12.5%
計	416	337	416	493	417	▲ 76	▲ 15.4%

(2) 生徒間暴力の発生件数

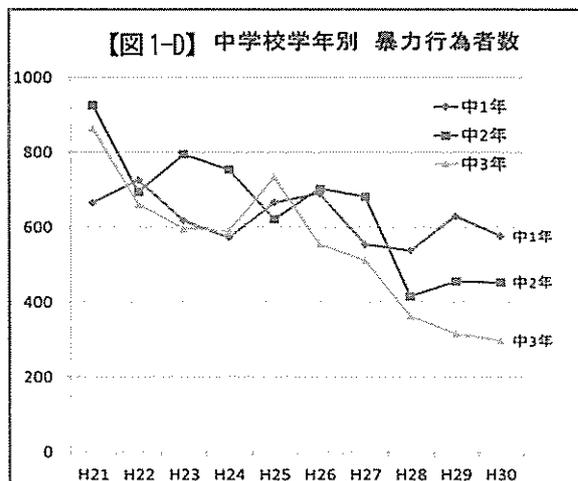
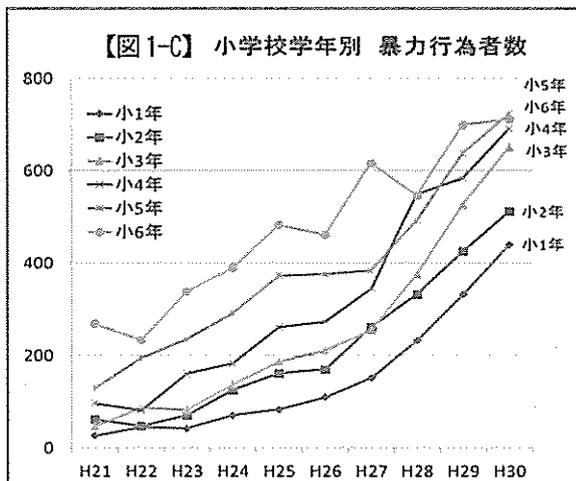
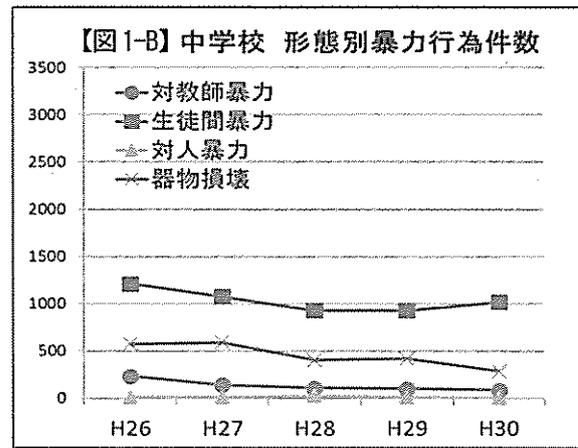
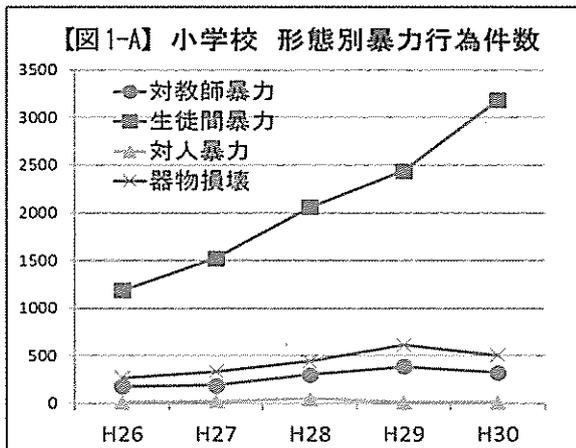
	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	1,187	1,525	2,060	2,442	3,185	743	30.4%
中学校	1,214	1,077	929	930	1,017	87	9.4%
計	2,401	2,602	2,989	3,372	4,202	830	24.6%

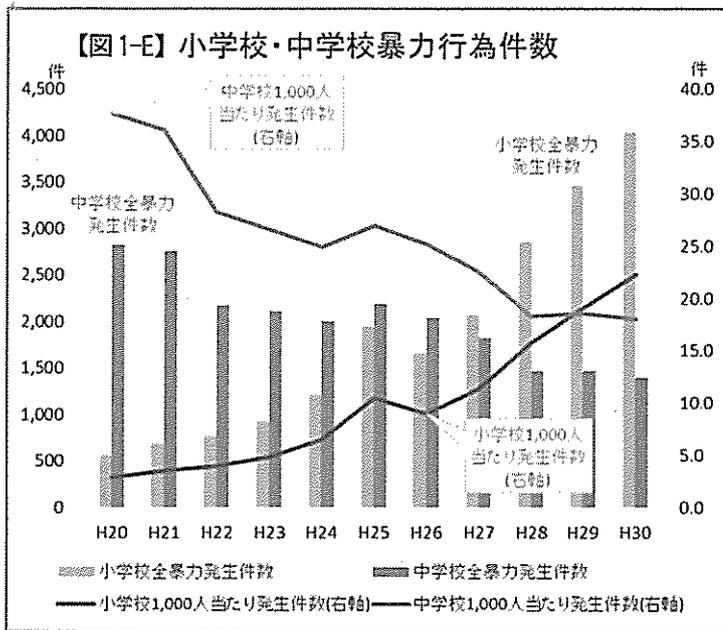
(3) 対人暴力の発生件数

	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	16	27	52	15	15	0	0.0%
中学校	17	11	29	14	4	▲ 10	▲ 71.4%
計	33	38	81	29	19	▲ 10	▲ 34.5%

(4) 器物損壊の発生件数

	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	271	336	445	615	508	▲ 107	▲ 17.4%
中学校	579	593	406	420	286	▲ 134	▲ 31.9%
計	850	929	851	1,035	794	▲ 241	▲ 23.3%





**【表1-2】 特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況
(過去5年の5件以上暴力行為を起こした人数と件数)**

		H26	H27	H28	H29	H30
小学校	人数	45	57	66	74	78
	件数	363	547	667	778	621
中学校	人数	47	19	14	12	8
	件数	155	122	80	97	77

		人数	回数
小学校	1年	7	54
	2年	6	38
	3年	18	168
	4年	17	137
	5年	16	121
	6年	14	103
中学校	1年	6	63
	2年	1	9
	3年	1	5
合計	合計	86	698

【表1-3】

特定の児童生徒が
暴力行為を繰り返す状況
(H30 学年別人数と件数)

調査結果から

■小学校での暴力行為の発生件数は、前年度比16.6%増です。

- ・ 対教師暴力の発生件数が前年度比63件(16.2%)減、器物損壊の発生件数が同107件(17.4%)減、とそれぞれ減少しましたが、生徒間暴力の発生件数は同743件(30.4%)増、と大幅に増加しています。【表1-1】【図1-A】
- ・ どの学年においても暴力行為の件数が増加していますが、平成28年度以降の3年間の伸びが顕著に見られます。【図1-C】
- ・ 特定の児童が暴力行為を繰り返す傾向が続いていましたが、小学校では、5回以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から4人増加した一方で、その件数は前年度から157件(20.2%)減と大幅に減少しました。【表1-2】 また、いわゆる非行系グループによるものではなく、低学年での個人による行為、周囲と上手に関係が作れていない、授業がわからないといった背景が見られます。【表1-3】

■中学校での暴力行為発生件数は5年連続の減少です。

- ・ 中学校では、26年度以降、5年連続で減少しています。器物損壊が前年度から134件(31.9%)減少し、対教師暴力が同13件、対人暴力が同10件減少しており、全体としては減少傾向が引き続き見られます。一方で、生徒間暴力が前年度から87件(9.4%)増加しました。【表1-1】【図1-B】
- ・ 中学校1年生の暴力行為の発生件数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。【図1-D】
- ・ 中学校では、繰り返し暴力行為を起こした生徒の人数とその件数が減少しています。【表1-2】

分析と対策

- ・ 小学校の暴力行為件数の増加要因として、低学年での事案や小さなトラブル段階の事案であっても、被害者に寄り添い、暴力行為ととらえて継続的な指導と支援を行っていることなどが考えられます。
- ・ コミュニケーションが上手に取れずに、生徒間等の暴力行為に至ってしまったケースが多く見受けられます。日常から、横浜プログラム[※]や特別支援の視点を取り入れた教科学習や活動に取り組むことが必要です。
- ・ 同じ行為を繰り返させないように、組織的に適切な支援をした効果が徐々に表れています。警察との健全育成に向けた連携制度(連絡票)を活用するなど、成果が見られる一方で、小学校低学年からの行為者の増加が課題として見られます。保護者と協力した継続的な指導がより大切になっています。
- ・ 今後も引き続き、早期発見・早期対応に専任教諭を中心として組織的に取り組むとともに、警察や区役所等の関係機関との連携の強化や、個のアセスメントを基にして、児童の状況、背景を理解し、個に応じた指導を一層推進します。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は、子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために、横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と、学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成されています。

2 いじめの認知状況【概要】

(1) 【表 2-1】 いじめの認知件数

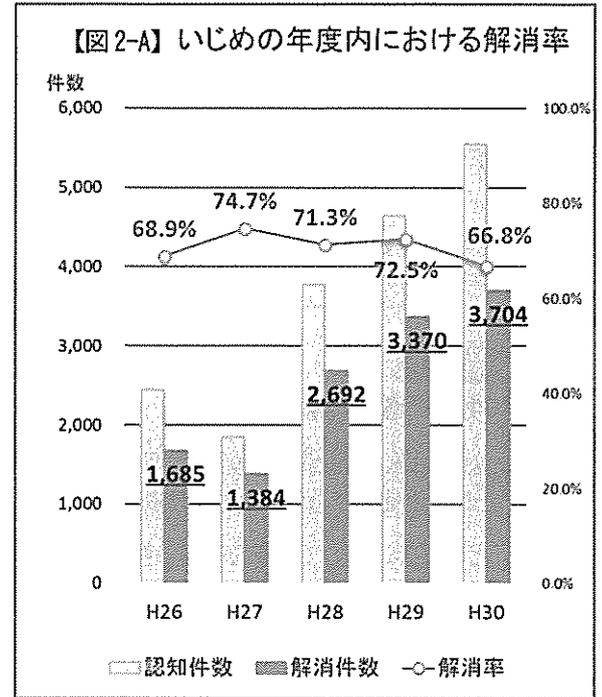
	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
小学校	1,781	1,343	2,985	3,566	4,123	557	15.6%
中学校	666	509	791	1,083	1,423	340	31.4%
計	2,447	1,852	3,776	4,649	5,546	897	19.3%

(2) 【表 2-2】 いじめの年度内における解消率

小学校	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数	1,781	1,343	2,985	3,566	4,123
解消件数	1,251	1,018	2,154	2,605	2,785
一定解消	527	321	743	—	—
取組中	3	4	88	961	1,338
解消率	70.2%	75.8%	72.2%	73.1%	67.5%

中学校	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数	666	509	791	1,083	1,423
解消件数	434	366	538	765	919
一定解消	231	142	220	—	—
取組中	1	1	33	318	504
解消率	65.2%	71.9%	68.0%	70.6%	64.6%

合計	H26	H27	H28	H29	H30
認知件数	2,447	1,852	3,776	4,649	5,546
解消件数	1,685	1,384	2,692	3,370	3,704
一定解消	758	463	963	—	—
取組中	4	5	121	1,279	1,842
解消率	68.9%	74.7%	71.3%	72.5%	66.8%



(3) 【表 2-3】 いじめの態様 (複数選択回答)

H30	小学校		中学校		小中学校計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,707	65.7%	994	69.9%	3,701	66.7%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	505	12.2%	177	12.4%	682	12.3%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	876	21.2%	194	13.6%	1,070	19.3%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	303	7.3%	43	3.0%	346	6.2%
金品をたかられる。	53	1.3%	25	1.8%	78	1.4%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	278	6.7%	80	5.6%	358	6.5%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	475	11.5%	112	7.9%	587	10.6%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	89	2.2%	148	10.4%	237	4.3%
その他	86	2.1%	25	1.8%	111	2.0%
件数合計(複数回答)	5,372		1,798		7,170	
	※認知件数					
		4,123		1,423		5,546

調査結果から

※割合：いじめ認知件数に対して各項目が占める割合

- 小中学校ともにいじめの認知件数が増加しています。年度内解消率は66.8%。(令和元年7月末解消率83.4%)
- ・ いじめの認知件数は小中学校ともに増加し、合計で前年度から897件(19.3%)増加しています。【表 2-1】
- ・ 年度内での解消率は66.8%です。【表 2-2】【図 2-A】 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定(H29.3)で、「いじめの解消している状態」※として最低3か月の目安が示されたことにより、年度内での解消が確認できないケースがあります。
- ・ 県の調査に基づき、3カ月後の令和元年7月末において在校している児童生徒に対して確認できた、解消件数923件を加えた解消率では83.4%となっています。

※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3ヶ月(目安)止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない(本人・保護者に面接等により確認) 「国のいじめ防止等のための基本的な方針」(29年3月改定)より

■ いじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全件数の 66.7%に見られます。

- ・ 小中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多く、全体の 66.7%と昨年同様に高い割合です。また、割合としては少ないものの、「金品をたかられる」が 78 件ありました。【表 2-3】
- ・ 校種の特徴では、小学校では「軽くぶつかられたり…」、「ひどくぶつかられたり…」(計 28.5%)、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」(11.5%)といった直接的な行為による被害の訴えが高く、中学校では「パソコンや携帯電話等…」(10.4%)が高くなっています。【表 2-3】

分析と対策

- ・ 小中学校の多くのいじめの共通した背景に、暴力行為と同様にコミュニケーションが上手に取れないことがあります。「嫌なこと」に対する意識には一人ひとり違いがあり、思わぬところで傷つけてしまうこともあります。疑いや小さな段階であっても被害者の立場に寄り添って、早期に解決にあたるのが大切です。
- ・ 金銭授受については、「子ども同士のお金のやり取りはやってはいけないこと」として、入学・進級の際に児童生徒や保護者にリーフレットや文書等を活用して啓発をしています。保護者にも「いじめや刑事事件につながる可能性があること」として繰り返し協力を求めていることや、認知した際には警察等との連携を図っています。
- ・ 「ネットいじめ」といわれる「パソコンや携帯電話などの誹謗中傷等」については、事実が把握されにくく気付かない状況で被害が広がっていることがあります。一見、中学校に多くあるように思えますが、実際にはネットによる被害件数(小 89 件)【表 2-3】でわかるように、小学校段階から多くあることに注意が必要です。平成 31 年 3 月には、家庭や子どもたちが主体的に取り組むルールづくり等への保護者向けリーフレット「子どもの心を育ててこそ安心安全なスマホ・SNS利用」を改訂し、全家庭に配布しています。小学校低学年からの計画的なネットリテラシーや情報モラル教育、フィルタリングの普及について啓発等をさらに推進していきます。

(4) いじめの発見のきっかけ

調査結果から

■ いじめの発見のきっかけは、主に「当該児童生徒の保護者からの訴え」35.3%、「学校の教職員等が発見」29.7%、「本人からの訴え」26.1%の3つです。

【表 2-4】 いじめ発見のきっかけ

- ・ 「本人からの訴え」、「当該児童生徒の保護者からの訴え」以外では、「学級担任が発見」(18.9%)、「学級担任以外の教職員が発見」(4.8%)、「養護教諭が発見」(1.0%)となっており、「学校の教職員等が発見」が 29.7% (前年度 24.7%) と増加しています。【表 2-4】
- ・ 「アンケート調査など学校の取組」での発見が増加しています。

H29 : 196 件 (4.2%)

H30 : 263 件 (4.7%)

H30	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	1,645	29.7%
学級担任が発見	1,049	18.9%
学級担任以外の教職員が発見	266	4.8%
養護教諭が発見	58	1.0%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	9	0.2%
アンケート調査など学校の取組により発見	263	4.7%
●学校の教職員以外からの情報により発見	3,901	70.3%
本人からの訴え	1,450	26.1%
当該児童生徒の保護者からの訴え	1,960	35.3%
他の児童生徒からの情報	274	4.9%
他の保護者からの情報	193	3.5%
地域の住民からの情報	4	0.1%
学校以外の関係機関からの情報	14	0.3%
その他(匿名による情報など)	6	0.1%
計	5,546	100.0%

分析と対策

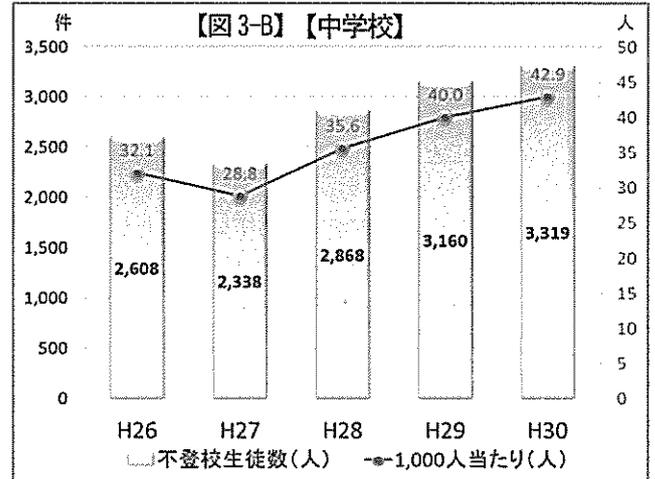
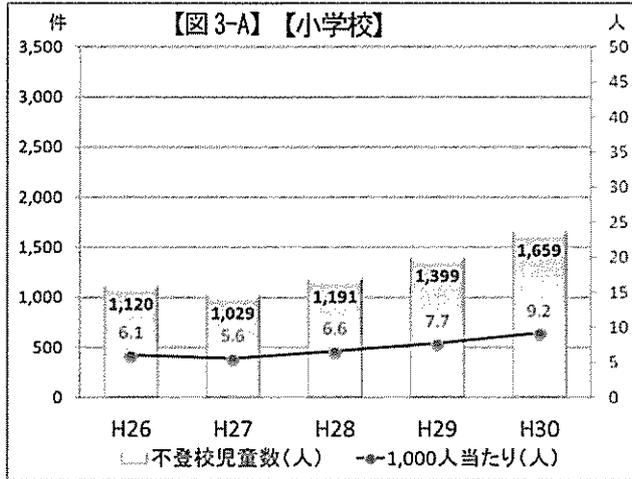
- ・ 結果として本人や保護者の訴えが多くなっていることは望ましいことであり、年間を通して相談しやすい機会の設定や、丁寧に話を聞く体制が整えられてきていると思われます。保護者とパートナーという視点で連携できたことの結果であるとも考えられます。まだ埋もれているかもしれない、気付きにくいいじめについて実態把握に努め、解決に向けて早期発見・早期対応を推進します。
- ・ 教職員による発見が増加していることは、複数の教職員がチームを組んで情報を共有し、時間的・空間的な隙間を作らず、子どもたちを見守る体制を整えようと努力してきたことや、深い児童生徒理解に基づいて些細な変化に対して気付くことができたといえます。
- ・ 引き続き各学校が組織的にいじめに関する情報を共有し、「いじめ重大事態に関する再発防止策(28年度策定)」8項目 34 の取組を確認します。
- ・ 未然防止に繋がる「横浜子ども会議」等の児童生徒の主体的な活動に、大人が加わり、社会全体の活動として促進することや、「SOSの出し方教育」の実践により、周りの大人に訴えたり、互いに気付き合えたりする「いじめが起りにくい風土づくり」を推進します。

3 長期欠席（不登校等）の状況【概要】

(1) 不登校児童生徒数

【表 3-1】【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H26	H27	H28	H29	H30	増減	増減率
病気	563	885	845	862	909	47	5.5%
経済的理由	2	11	0	0	0	0	0.0%
不登校	3,728	3,367	4,059	4,559	4,978	419	9.2%
その他	380	821	448	472	489	17	3.6%
合計	4,673	5,084	5,352	5,893	6,376	483	8.2%



※「1,000人当たり」は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数

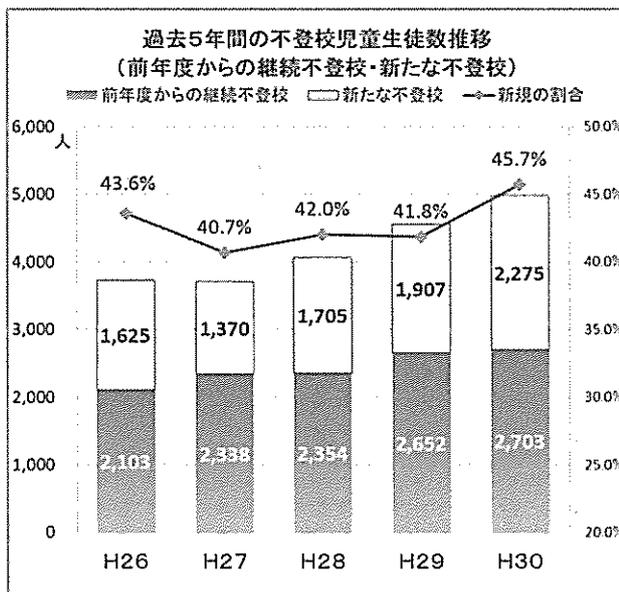
【表 3-2】【欠席日数別】

小学校	H26		H27		H28		H29		H30		割合
	不登校生徒数	1,000人当たり									
30～89日	617	3.4	541	3.0	679	3.7	719	4.0	904	5.0	54.5%
90～179日	369	2.0	366	2.0	423	2.3	577	3.2	643	3.6	38.8%
出席10日以下	134	0.7	122	0.7	89	0.5	103	0.6	112	0.6	6.8%
合計	1,120	6.1	1,029	5.6	1,191	6.6	1,399	7.7	1,659	9.2	100.0%

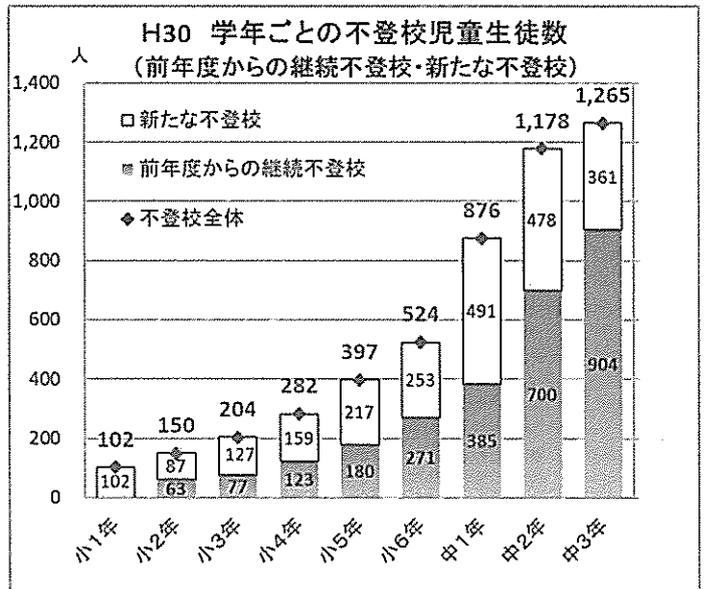
中学校	H26		H27		H28		H29		H30		割合
	不登校生徒数	1,000人当たり									
30～89日	1,045	12.9	772	9.5	1,056	13.1	1,208	15.3	1,089	14.1	32.8%
90～179日	1,101	13.5	1,141	14.1	1,388	17.3	1,505	19.0	1,735	22.4	52.3%
出席10日以下	462	5.7	425	5.2	424	5.3	447	5.7	495	6.4	14.9%
合計	2,608	32.1	2,338	28.8	2,868	35.6	3,160	40.0	3,319	42.9	100.0%

※年間授業日数はおよそ200日

【図 3-C】新たな不登校の状況（経年変化）



【図 3-D】不登校の状況（学年別）



調査結果から

- 前年度からの継続ではない、新たな不登校の数は、不登校全体の45.7% (前年度41.8%)です。
- ・ H27年度以降、全体、小・中学校とも不登校の増加傾向が続いていますが、【表3-1】前年度と比べた増加率については、やや低下しました。(前年比不登校増加率 H28年度20.6%増 → 同H29年度12.3%増 → 同H30年度9.2%増)
- ・ 小学校では、30～89日の欠席児童が不登校全体の半数以上(54.5%)を占めています。中学校では、90～179日が52.3%、出席10日以下が14.9%であり、ほとんど登校できていない生徒が増加傾向です。【表3-2】
- ・ 新たに不登校となった児童生徒数が、不登校全体の45.7% (前年度41.8%)です。【図3-C】学年に関わらず、前年度不登校から登校できた児童生徒がいる一方で、新たに不登校となる児童生徒が多くなっています。【図3-D】

分析と対策

- ・ 再登校につながった児童生徒がいる一方、新たな不登校となった児童生徒がそれ以上いることで不登校児童生徒数が増加しています。不登校状態にある児童生徒に対しては、自立に向けた支援を行う一方で、今の時点で登校できている児童生徒の中から新たな不登校児童生徒を生まない取組が求められます。
- ・ 誰もが不登校になりうること、どの学校でも不登校になりかねない児童生徒がいることを認識したうえで授業等教育活動を行うことを確認します。関係機関との連携が必要な場合には、進級や進学の前に適切な相談を進めます。
- ・ 小中学校間では、小学校で行われた学習や支援の内容を引き継いで、共有し、実施していくことを進めます。
- ・ 日常の授業や行事等において児童生徒が安心できる「居場所づくり」、児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動の「絆づくり」を、横浜プログラムの考え方をういて意図的・組織的に行うなど、「魅力ある学校づくり」の取組を推進するとともに、深い児童生徒理解のもと、新たな不登校児童生徒を生まないための学校風土づくりを一層推進します。

(2) 【表3-3】 不登校の要因と考えられる状況

分類	区分	分類別児童生徒数	割合	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
				いじめ	いじめを除く友人関係	教職員との関係をめぐ	学業の不振	進路にかかる不安	等クラブ活動、部活動への不適応	学校のきまり等をめぐ	級入学、転編入学、進		
1	「学校における人間関係」に課題を抱えている	1,026	20.6%	84	803	146	144	27	54	27	82	156	2
2	「あそび・非行」の傾向がある	112	2.2%	0	17	4	27	5	3	24	8	65	1
3	「無気力」の傾向がある	1,391	27.9%	13	236	25	633	89	26	39	125	678	50
4	「不安」の傾向がある	1,830	36.8%	23	744	108	554	164	39	66	263	564	137
5	「その他」	619	12.4%	4	42	11	62	11	6	10	36	440	112
	合計	4,978	100.0%	124	1,842	294	1,420	296	128	166	514	1,903	302
	割合			2.5%	37.0%	5.9%	28.5%	5.9%	2.6%	3.3%	10.3%	38.2%	6.1%

※ 割合は、件数合計に占める割合

※ 学校に係る状況・家庭に係る状況 (状況は複数選択可)

調査結果から

- 不登校の要因(複数選択)は、「いじめを除く友人関係をめぐめる問題」が37.0%、「家庭に係る状況」が38.2%などです。
- ・ 分類上、「不安」の傾向がある児童生徒(構成比36.8%)では、考えられる要因について「いじめを除く友人関係をめぐめる問題」(774件)や「家庭に係る状況」(564件)、「学業の不振」(554件)が認められます。同様に「無気力」の傾向がある児童生徒(構成比27.9%)では、「家庭に係る状況」(678件)、「学業の不振」(633件)が主な要因とみられています。
- ・ 要因別にみると家庭での環境変化や親子関係などの「家庭に係る状況」が38.2%(前年度29.5%)、「いじめを除く友人関係をめぐめる問題」が37.0%(同28.4%)、「学業の不振」が28.5%(同17.5%)と高い要因となっています。【表3-3】

分析と対策

- ・ 一つのできごとや原因からではなく、複数の要因の結果として不登校状態にあることを踏まえ、本人の状態、過去の状況を正確に把握し、専門家が入った「チーム学校」でアセスメントと支援を行う必要があります。また、単に登校することだけを目指すのではなく、本人、保護者の意思を尊重したうえで個々の状況に応じた対応を継続していきます。
- ・ 過去に不登校等の経験のある児童生徒に対しては、兆候を見逃さず、休み始めの迅速な組織的支援を推進します。
- ・ 児童生徒が安心して通えるための環境整備、学習支援、教育相談を一層充実し、例えば特別支援教室を活用するなどのきめ細かな対応を行うとともに、小中連携による9年間を見通した一層の支援を推進します。

(3) 【表 3-4】 不登校児童生徒が相談指導を受けた機関

H30		相談・指導を受けた機関等(複数回答)									合計
		(教育支援センター等) 教育支援センター (適応指導教室)	教育委員会及び教育 センター等 教育委員 会 の 機 関	児童相談所、 福祉事 務所	保健所、 精神保健 センター	病院、 診療所	民間団 体、 民間施 設	その他、 左記以 外の 機 関 等	養護教諭による 専門的な指導	スクール カウンセ ラー等 による 専門的な 相談	
H26	小学校	68	106	125	26	192	50	16	198	501	1,282
	中学校	169	85	159	17	293	92	48	296	771	1,930
	計	237	191	284	43	485	142	64	494	1,272	3,212
H27	小学校	80	106	95	38	185	68	43	186	514	1,315
	中学校	164	67	145	13	202	89	39	187	807	1,713
	計	244	173	240	51	387	157	82	373	1,321	3,028
H28	小学校	74	58	48	4	99	34	24	214	561	1,116
	中学校	177	69	72	2	149	86	21	423	1,012	2,011
	計	251	127	120	6	248	120	45	637	1,573	3,127
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809

調査結果から

- 長期欠席児童生徒に対して組織的な支援を行っており、この5年間で関係機関との連携が最も進んでいます。
- ・ カウンセラーが関わった不登校児童生徒数は、1,918人（前年比263人、15.9%増）です。【表3-4】
- ・ 横浜教育支援センター*（ハートフルフレンド家庭訪問事業、ハートフルスペース、ハートフルルーム）による支援者数は、433人（前年比135人、45.3%増）です。【表3-4】
- ・ 児童相談所による支援は、459人（前年比325人、242.5%増）です。【表3-4】
- ・ 病院、療育センターなど医療と連携した支援は、764人（前年比507人、197.3%増）です。【表3-4】
- ・ 民間教育支援団体・施設による支援は、学校が把握できるもので275人（前年比146人、113.2%増）です。【表3-4】
- ・ これとは別に、教育相談に関する調査項目では、H30年度はスクールソーシャルワーカーが、264校（全小中学校数490校の53.9%）において活動実績があり、不登校以外にも含めて支援にあたっています。

分析と対策

- ・ H29年度からすべての中学校ブロックで、小中学校に同じカウンセラー配置をしており、長期欠席児童生徒に対して、進学時等でのスムーズな支援につながっています。心理の面から直接、本人や保護者を支えるとともに、アセスメントを行い、必要に応じて医療機関などへの紹介、関係機関連携にも力を発揮しています。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として保護者の困り感に寄り添って相談に乗るとともに、課題を整理したり、福祉的支援や環境調整等が必要となったりするケースにおいて力を発揮しています。
- ・ 教育総合相談センターでは、「保護者の集い」等の開催による不登校の保護者相談を開催したり、横浜教育支援センター*を活用したりするなど、より一層の支援体制の強化に努めています。
- ・ 社会的自立を目的として、フリースクール等の民間教育施設との連携した登校支援活動を引き続き推進します。

※「横浜教育支援センター」では、人間関係づくりを基盤とした総合的な支援を行うことを通し、不登校の児童生徒が、将来的に社会的自立ができるようにすることを目的として、対象とする児童生徒の在籍校と連携を図りながら運営をしています。
児童生徒の状況に応じて、大きく3つの事業を実施しています。

- ①「ハートフルフレンド」ひきこもりがちな児童生徒の家庭に、兄や姉に相当する世代のハートフルフレンド（大学生・大学院生）が、訪問をして話し相手・遊び相手になることで状態の緩和を図る
- ②「ハートフルスペース」学校とは別の施設に、週に1～2回通室し、支援員をはじめ、ボランティアとともに創作活動や軽スポーツなどをして過ごす
- ③「ハートフルルーム」市内の学食等に設けられた別教室に毎日通室し、支援員をはじめ、ボランティアとの様々な活動を通して基本的な生活習慣や学習習慣を身につける

といった支援を児童生徒に行います。
また、保護者同士の情報交換会等の場や、民間教育施設との協働した体験活動も実施しています。

令和元年度横浜市立高等学校及び併設型中学校第三者評価結果について

1 南高等学校・南高等学校附属中学校

(1) 第三者評価実施概要

第三者評価実施校	訪問調査日
横浜市立南高等学校・ 南高等学校附属中学校	6月11日(火)

(2) 評価結果概要 【評価】

ア 魅力ある学校づくりの推進状況

○グローバル人材の育成(B, A, A) ○特色ある高校づくり(B, A, A) ○生徒一人ひとりの育成(A, B, A)
○中高一貫教育校の充実(附属中学校)(B, B, A)

・SGHの取組を通じて学校の特色が分かりやすくなっている。特に、総合的な学習の時間(EGG、TRY&ACT)における教科横断的な探究活動や国内外での研修等を中心に、活発に独自の教育活動を推進しており、その取組が南高校の特色として大きく存在し、南高校の目指す教育が明瞭となっている。

・中高一貫教育校としてのカリキュラム作り、授業改善、進路指導や生徒指導等の創意工夫があり、また教職員の研修も工夫して行うなどの経営努力が見られ、着実に成果を上げている。

・グローバル人材として、英会話や学力だけではなく、自ら考え行動する力を育て、探究心を持つ人材の育成を目指し、コミュニケーション能力、人間力の向上に力を注いでいる教育は好印象である。



《SGHの取組》

イ 教育活動の状況

○特別活動(A, B, A) ○生徒指導・教育相談(B, B, A) ○進路指導(A, A, A)
○教科指導(附属中学校)(B, A, A) ○生徒指導・教育相談(附属中学校)(B, B, A)

・偏差値で学校を選択するのではなく、客観的に自分を見つめ将来設計する必要性を丁寧に伝え、進学先を選択する指導がされていることは良い。

・授業こそが教育活動の中心であるという意識が生徒にも教員にもあり、良い学校風土が作られている。

・生徒指導や教育相談では、校内の多様な関係者が状況に応じて適切に対応しており、生徒からの信頼度を高めていると受け止められた。

・附属中学校における家庭学習を記録する週プランについては、とても有効な取組と考える。自ら目標を立ててその目標に取り組む、小さいことではあるが積み重ねることによってしっかりと基礎が養われるので、今後も続けていただきたい。

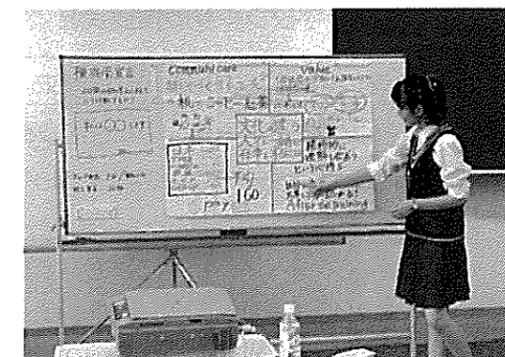
ウ 学校経営の状況

○組織運営及び教職員研修(A, A, B)
○組織運営及び教職員研修(附属中学校)(B, A, A) ○教育目標等の設定・実施(附属中学校)(B, A, B)

・管理職の明確なリーダーシップが感じられ、中高一貫教育校の組織的特性に応じたマネジメントが機能的に運用されている。

・高校教員による中学生への授業が行われており、生徒にとって得るものが大きい反面、教員側の負担が懸念され、体制の整備・支援が課題である。

・管理職やミドルリーダーの異動があっても、変わることなく発展を遂げられるよう、組織体制の整備とルール化、望ましい組織文化の維持や継承発展を怠らないことを期待している。



《SGHの取組》

エ いじめへの対応について

・学校としての課題認識は明確であり、組織的対応をする準備と実践力はしっかりと整備されている。

・附属中学校において、生活委員による投げかけなど、生徒が自ら考えていじめ防止に取り組んでいることは価値がある。

オ 総合所見

・SGH指定校をはじめとして、十分に期待されたミッション(使命や役割)を果たしつつある。その取組が文科省の指定が終了となっても、持続可能な形で実践されることを期待したい。

・カリキュラム・マネジメントにおいて、高校での先進的な実践が、附属中学校に万全の形で接続しきれていない心配があり、工夫・改善の余地がある。非常に高いレベルではあるが、「他のモデルになる」という使命から期待するものである。

2 東高等学校

(1) 第三者評価実施概要

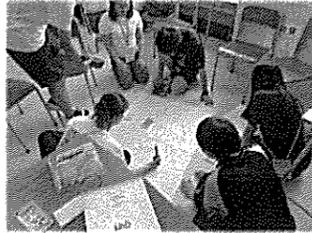
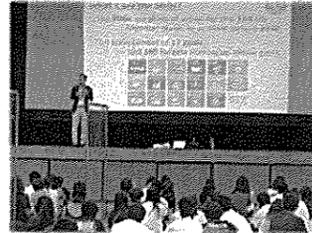
第三者評価実施校	訪問調査日
横浜市立東高等学校	6月24日(月)

(2) 評価結果概要 【評価】

ア 魅力ある学校づくりの推進状況

○グローバル人材の育成(B, A, A) ○特色ある高校づくり(B, A, A) ○生徒一人ひとりの育成(B, A, A)

- ・入試における英語の重点化、帰国生枠の設置、留学生の受け入れでグローバル化を意識する人材の育成を積極的に図っている。
- ・ESD 推進校として、プロジェクト推進部が中心となって積極的に活動に取り組んでいる。
Global Citizenship Camp^{※1}、ESD Day^{※2}などの新しい活動や生徒のESD委員会^{※3}の設置など新たな具体的な活動を加えるなど、活動内容にも発展性がみられる。
- ・単位制のメリットを生かし、1・2年次に共通履修科目を多く、3年次では選択科目を幅広く配置し、生徒が自身の特性や興味・関心のある分野を探り、深い学習と希望する進路選択が実現できるよう支援している。



イ 教育活動の状況

○教科指導(B, A, A) ○特別活動(B, A, A)

- ・教員の授業力を向上させるための計画的な授業改善プログラムとして、研究授業や協議を実施しており、教科指導力の強化を図っている。一方で、授業としては従来型の授業が多いことから、新学習指導要領に基づく指導に向け、生徒自身が自立的に考え、主体的な学びを実現する授業方法の研究開発、授業改善を進め、教科指導につなげていく必要がある。
- ・生徒会組織の中に新たに「ESD委員会」や部活動として「サステナブル研究会」を発足させるなど、生徒が主体的に持続可能な社会を目指そうとしている姿があり、これからが期待できる。
- ・ESDの取組と教科との関連性がまだ明確に具体化されていない点が課題である。
- ・生徒のヒアリングから、部活動、行事、クラスを楽しんでおり、強い愛校心を持っていることを感じた。
- ・生徒が社会貢献活動にも積極的に参加しようとしている。学校も自然に参加できるような支援をしている。

※1 1年次生全員を対象に、SDGsへの理解を通じて世界とのつながりを実感し、社会の一員として貢献したいという意識を高め、今後のキャリア形成につなげていくことを目的として実施した。来日している留学生とのグループワークを通して、SDGsの視点を持ち、自分たちが作りたい世界や地域について考え、発表した。

※2 全校生徒を対象にSDGsについての理解と意識の向上を目的に、外部機関と連携し、講義、ワークショップを実施した。

※3 生徒会の委員会として令和元年度に発足、ボランティアの紹介やESD関係の行事への参加を通してESDの活動を推進することを目的としている。

ウ 学校経営の状況

○教育目標等の設定・実施(B, A, A) ○組織運営及び教職員研修(B, A, A)

- ・ユネスコスクールとしての特徴と目指していくものの考え方をうまくまとめた教育目標が作られている。
- ・教職員一人ひとりが東高校をさらに良い学校にする意識と意欲を持つよう管理職がリーダーシップを発揮し、教員自身が主体的に改革に取り組む体制を整備している。
- ・ESDやユネスコスクールとしての取組に対して、生徒自身も主体的に活動に取り組む体制ができていることは評価したい。今後、継続的に活動し、生徒自身が考え行動するような取組の実現を期待したい。

エ いじめへの対応について

- ・生徒同士の仲が良い温かな校風があり、「いじめ」が起きにくい環境となっているように感じる。
- ・年間3回の担任との面談を実施している。生徒が教職員に相談をする雰囲気があり、保健室との連携も機能している。

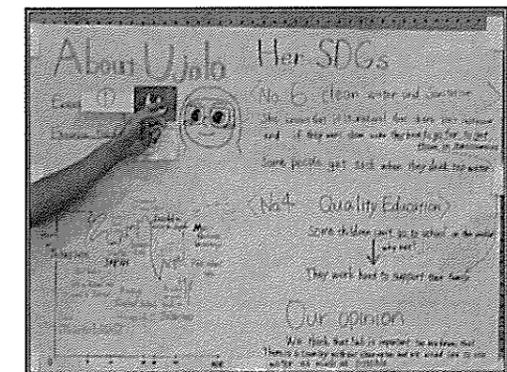
オ 総合所見

- ・ユネスコスクールとしてのしっかりとしたグランドデザインを作り、広く発信するとともに着実に実践を重ねている。
- ・校長のリーダーシップの下で、意欲的な教員が中心となってESDやユネスコスクールとしての活動が具体的に動き始めている。
- ・ESDの活動や教科指導の成果を評価する視点の整備と成果を検証していく仕組みづくりを期待する。特にユネスコスクールとして、ESDの活動を持続可能な形に整備していくためには、「個人に依存するのではなく教員同士がつながり、組織として活動していくこと」、「本格的な活動が始められている1年次生がどう変容し、成長を遂げるのか」という成果の検証を行うこと」を今後の活動の充実へ向け、期待する。



《ESD Day～JICA訪問》

《Global Citizenship Camp～ポスター発表》



教委第 28 号議案

令和元年度横浜市指定文化財の指定について

横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定を次のとおり行う。

令和元年 10 月 18 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項に基づき、表に掲げる文化財を横浜市指定文化財として指定したいので提案する。

1 有形文化財

名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
彫刻			
木造阿弥陀如来および 両脇侍像	3 軀	宗教法人真照寺	磯子区磯子八丁目 14 番 21 号
典籍			
紙本墨書 大般若経 附 旧経箱残欠	330 帖 附 1 点	宗教法人法華寺	港北区師岡町 1168

<資料>

1 諮問 (写し)	5 頁
2 答申 (写し)	7 頁
3 文化財概要	9 頁
4 指定調書	
(1) 木造阿弥陀如来および両脇侍像	10 頁
(2) 紙本墨書 大般若経 附 旧経箱残欠	23 頁

<参考>

文化財保護条例 (抜粋)	44 頁
文化財保護審議会委員名簿	45 頁

教生文第 1689 号
令和元年 10 月 8 日

横浜市文化財保護審議会
会 長 吉田 鋼市 様

横浜市教育委員会
教育長 鯉淵 信也



横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（諮問）

横浜市文化財保護条例第 6 条第 1 項に規定する有形文化財の指定について、同
条例第 56 条に基づき、別紙 2 件について諮問します。

1 令和元年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
1	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来および両脇侍像	3 龕	宗教法人 真照寺	磯子区磯子八丁目14番12号
2	有形文化財	典籍	紙本墨書 大般若経 附 旧経箱残欠	330帖 附 1点	宗教法人 法華寺	港北区師岡町1168

令和元年 10 月 9 日

横浜市教育委員会
教育長 鯉淵 信也 様

横浜市文化財保護審議会
会 長 吉田 鋼市



横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定について（答申）

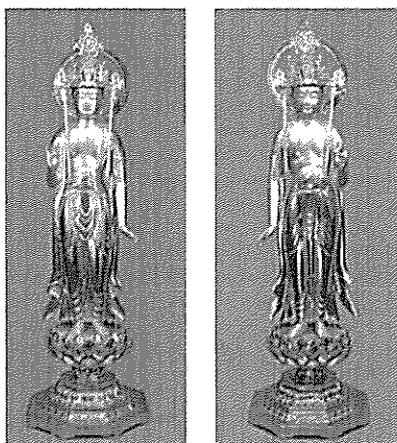
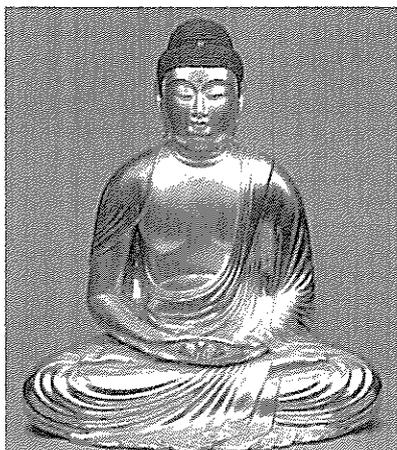
令和元年 10 月 8 日付教生文第 1689 号で諮問のありました市指定文化財の指定につきまして、令和元年 10 月 9 日開催の横浜市文化財保護審議会において審議いたしました結果、別紙 2 件については、横浜市文化財保護条例第 6 条第 1 項に規定する有形文化財の指定について該当する旨、意見の一致をみましたので答申します。

1 令和元年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者の氏名又は名称	所在の場所
1	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来および両脇侍像	3 軀	宗教法人 真照寺	磯子区磯子八丁目14番12号
2	有形文化財	典籍	紙本墨書 大般若経 附 旧経箱残欠	330帖 附 1 点	宗教法人 法華寺	港北区師岡町1168

令和元年度 市指定文化財候補概要

1 木造阿弥陀如来および両脇侍像

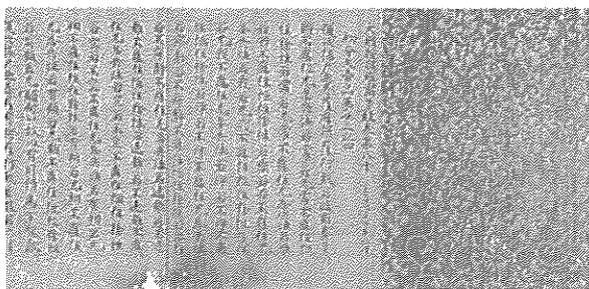


(彫刻) 《平安時代後期》

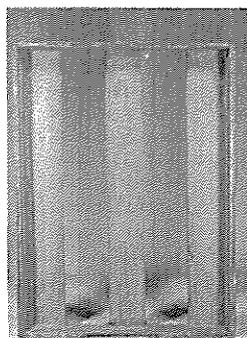
所有者：宗教法人 真照寺
 所在の場所：磯子区磯子八丁目 14 番 12 号
 技法：木造 金泥塗り・漆箔
 像高：阿弥陀如来 69.6cm
 左脇侍 82.5cm
 右脇侍 82.7cm

概要：中世の横浜を代表する平子氏本家の菩提寺として重要な寺院である真照寺に伝来した木造の阿弥陀如来及び両脇侍像。3 軀ともに穏やかに整えられた像容は平安時代後期のいわゆる定朝様にしたがうものであるが、やや引き締まった肉どりや疵を少し釣り上げた面貌、動きのある衣文線などは若干時代が進んだ趣があり、平安時代から鎌倉時代へ移行する時期の作品と推測される。同時期には鎌倉周辺で奈良仏師の活躍が知られるが、そうした時期の造像の実態を知る上で大変貴重な歴史的資料である。

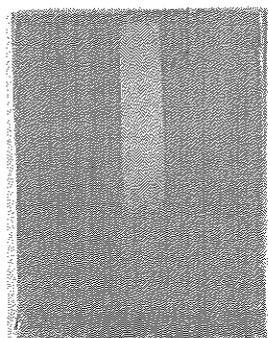
2 紙本墨書 大般若経 附 旧経箱残欠 (典籍) 《平安時代後期～室町時代》



巻 80 表紙見返し・内題



附 旧経箱残欠



表紙

所有者：宗教法人 法華寺
 所在の場所：港北区師岡町 1168
 数量：330 帖 (附 旧経箱残欠 1 点)

概要：法華寺が所蔵する大般若経である。奥書から元久 2 年前後に近隣の池辺郷に本拠を構えていた草壁部末友夫妻の発願で製作されたものと推測される。大般若経は古代から広く用いられてきたが、在地性のある中世の遺品は関東では極めて少ない。発願以来 800 余年、旧師岡郷の安泰を祈願するために用いられてきた貴重な有形文化財であり、地域の伝統を伝える複合的な文化遺産として確実な保存を図る必要がある。

撮影：東京大学史料編纂所

横浜市指定有形文化財

1 名称	木造阿弥陀如来および両脇侍像
2 員数	3 軀
3 指定年月日	令和元年□月□日（予定）
4 所在の場所	横浜市磯子区磯子八丁目14番12号
5 所有者の氏名又は名称及び住所	宗教法人 真照寺 代表役員 水谷 栄寛 横浜市磯子区磯子八丁目14番12号
6 種類	彫刻
7 品質及び形状	木造 金泥塗り・漆箔
8 寸法又は重量	像高 阿弥陀如来69.6cm 左脇侍82.5cm 右脇侍82.7cm
9 作者	不明
10 製作の年代又は時代	平安時代後期
11 画賛、奥書、銘文等	なし
12 伝来その他参考となるべき事項	本文参照
添付するもの	写真

調書

木造阿弥陀如来および両脇侍像

員数	3 軀
時代	平安時代後期
技法	木造、金泥塗り・漆箔
法量	像高 阿弥陀如来 69.6 cm 左脇侍 82.5 cm 右脇侍 82.7 cm
所有者	宗教法人 真照寺 代表役員 水谷 栄寛
所在地	磯子区磯子 8-14-12

〔形状〕

1 阿弥陀如来

本体 螺髪切子形。肉髻珠・白毫相をあらわす。耳垂部環状。三道相をあらわす。衲衣は左肩をおおい、右肩に少しかかって正面にまわり最後の端を左肩にかける。両手屈臂。腹前で阿弥陀定印を結ぶ。右足を外にして結跏趺坐する。

台座 蓮華座。蓮華（蓮弁十二方五段魚鱗葺き。弁脈彫出）、上敷茄子、蕊（二重）、華盤（花文浮彫り）、下敷茄子、蕊（二重）、反花、受座、（花文浮彫り）、上框（二重、八角形）、反花、下框（二重、八角形。隅足付き）からなる。

2 左脇侍

本体 垂髻。上元結は紐二条。下元結は形状が判然としない。頭髪はすべて束ね目の上に毛筋彫りをほどこす。天冠台の形状は判然としないが紐二条・列弁・花形からなるか。白毫相をあらわす。条帛は、左肩から右脇腹を通って背面にまわり、最後の端を初層の下に挟み込んで垂らす。天衣をかけ、脚部正面で右前に打ち合わせる裙（折返し付き。両側下方にたくれをあらわす）・腰布を着ける。左手は屈臂し掌を前に向けて立て、第一・三指を曲げ、右手は垂下し、掌を下に向け、手首をやや右にひねって全指を軽くのべる。右足をやや踏み出して立つ。

台座 蓮華座。蓮華（十一方五段魚鱗葺き。弁脈彫出）、蓮肉（上面縁どり、八方入隅）・敷茄子・反花（以上、平面円形）、受座・反花・上框・小反花・

下框（以上、平面八角形）からなる。

3 右脇侍

本体 条帛の最後の端を一旦初層の下にくぐらせ上縁から出して下方に垂らす。体勢を左脇侍と左右対称にする。その他はほぼ左脇侍に準ずる。

台座 蓮肉上面に足形を浅く彫り窪める以外は左脇侍分に準ずる。

（阿弥陀如来像に随侍する脇侍像は、通常は左脇侍が観音菩薩、右脇侍が勢至菩薩像であるが、本三尊像の両脇侍はいずれも、後補であるものの観音菩薩の標幟である化仏をつけ、他に観音菩薩あるいは勢至菩薩と特定できる形状の特色を持たない。また左右の配置は本来と逆である可能性もある。そのために本調書では現状の配置に基づき単に左脇侍、右脇侍と呼ぶことにする。）

〔法量〕

	阿弥陀如来	左脇侍	右脇侍
像高	69.6 cm (二尺三寸)	82.5 cm (二尺七寸二分)	82.7 cm (二尺七寸三分)
髮際高	60.5 (二尺)	72.5 (二尺四寸)	72.7 (二尺四寸)
頂一顎	17.8	18.3	17.7
面長	13.0	8.7	7.8
面幅	13.9	8.2	8.0
耳張	16.8	10.3	10.3
面奥	17.2	9.9	10.2
胸奥	19.1	10.9	11.2
腹奥	21.3	11.3	12.4
肘張	37.9	24.7	24.0
膝張	54.1	—	—
膝奥	34.5	—	—
膝高	左 11.2 右 11.5	—	—
裾張	—	18.5	17.8
足先開	—	外 13.4 内 7.9	外 12.0 内 7.2
台座高	69.4	26.2	26.9

〔品質構造〕

1 阿弥陀如来

本体 木造（樹種未確認）。割矧ぎ造り。金泥塗り・漆箔。玉眼嵌入。

頭体幹部を一材で造って両耳後方を通る線で前後に割矧ぎ、内刳りのうえ割首するものと思われる。両脚部は横木一材製か。左肩以下の側面部は別材製か。右腰脇に三角形の別材を矧ぐか。左袖口を脚部上に矧ぐか。左手首先は別材を挿し込む。右腕は肩・肘で別材を矧ぐか。右肘から左手首先までは一材製か。裳先別材矧ぎ。

台座 木製。漆箔。

2 左脇侍

本体 木造（樹種未確認）。割矧ぎ造りか。金泥塗り・漆箔。玉眼嵌入。

頭体幹部を一材で造って前後に割矧ぎ、内刳りのうえ割首するものかと思われる。左腕は肩・肘で、右腕は肩で、別材を矧ぐか。両足先矧ぎ付け。

台座 木製。漆箔。

3 右脇侍

本体 木造（樹種未確認）。割矧ぎ造りか。金泥塗り・漆箔。玉眼嵌入。

腕の矧ぎ方の左右を逆とする以外は、左脇侍に準ずる。

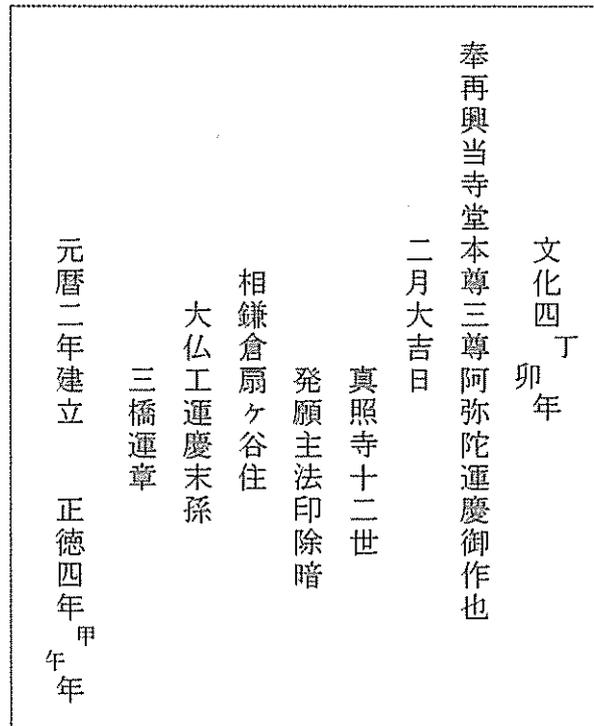
台座 木製。漆箔。

〔伝来〕

- 1 真照寺裏堂に安置する。真照寺は『新編武蔵風土記稿』久良岐郡六の真照寺の項によれば開基は不明。元暦元年（1184）に、平子平右馬丞が再興したというが、平子平右馬丞は「平子氏系図」に登場する平子弥平右馬丞有長のことで、同系図の有長の名の右に「寿永元年ニ建立之 真照寺本旦那也」とあり、真照寺では寿永元年（1182）を建立の年としている。その後文明5年（1473）には平子次郎師通の子で真照寺住持となった円鎮が、亡き父の所領を父はじめ先祖菩提のために真照寺永代本尊阿弥陀三尊に寄進し、このとき本尊を修理再興し、寄進状を別に一通認めて本尊頭頂に納めたという（「真照寺円鎮寄進状写」〔武州文書〕）。『新編武蔵風土記稿』には本尊不動明王像を安置する客殿の左に続く阿弥陀堂に三尊弥陀を安置することを述べ、続いてこの阿弥陀堂の領が文明5年に寄進されたとして、前記の円鎮寄進状を掲げる。本三尊像は文明5年の寄進状に真照寺永代本尊とされ、『風土

記稿』に阿弥陀堂安置像とされたものにあたるものと思われる。

- 2 阿弥陀如来像の台座心棒にかつて下記の墨書があり（翻刻は横浜市文化財総合調査会編『横浜の文化財—横浜市文化財総合調査概報—』11〔1993年3月、横浜市教育委員会〕により、写真により配字を一部修正した）、文化4年（1807）に、真照寺十二世法印除暗の発願により鎌倉扇ヶ谷住の仏師三橋運章が三尊を修理したことがわかる。



この銘記中の「当寺堂」が前項で述べた阿弥陀堂にあたるのであろう。銘記中に同筆で書かれた元暦2年（1185）、正徳4年（1714）の年紀が意味するところはさだかではないが、前者は建立とあり、像の製作年を暗示する可能性がある。後者は修理年であろう。

- 3 昭和48年（1973）に本堂前に再建された阿弥陀堂に本尊として安置され（磯子区制五十周年記念委員会編『磯子の史話』1978年）、この阿弥陀堂安置の間（平成4年〔1992〕3月）に、横浜市文化財総合調査会による調査を受けた（前掲報告書参照）。
- 4 前項の調査ののち、表面仕上げの新補をふくむ修理を受けている。その修理の詳細は明らかでない。

〔保存状態〕

1 阿弥陀如来

本体 肉髻珠・白毫（各水晶製）、玉眼、裳先、像底蓋板（開口部に落とし込み式に嵌め込む。布貼り墨塗り）、以上後補および新補。表面仕上げ（螺髪群青彩、肉身部金泥塗り、着衣部漆箔）はすべて新補。

台座 一部後補とみられる。心棒、表面仕上げは新補。伝来第2項にあげた銘記を記す旧心棒は平成修理時に取り替えられ、現在所在不明。

光背（蓮弁形拳身光。二重円相光。木製、漆箔）後補。

2 左脇侍

本体 宝冠・宝笄・冠繪（各銅製鍍金）、化仏、白毫（水晶製）、玉眼、天衣遊離部、以上後補および新補。表面仕上げ（頭髪部群青彩、肉身部金泥塗り、着衣部漆箔）はすべて新補。

台座 多くは後補とみられるが、不詳。表面仕上げは新補。

光背（柄付き輪光。木製、漆箔）後補。

3 右脇侍

本体 左脇侍に準ずる。

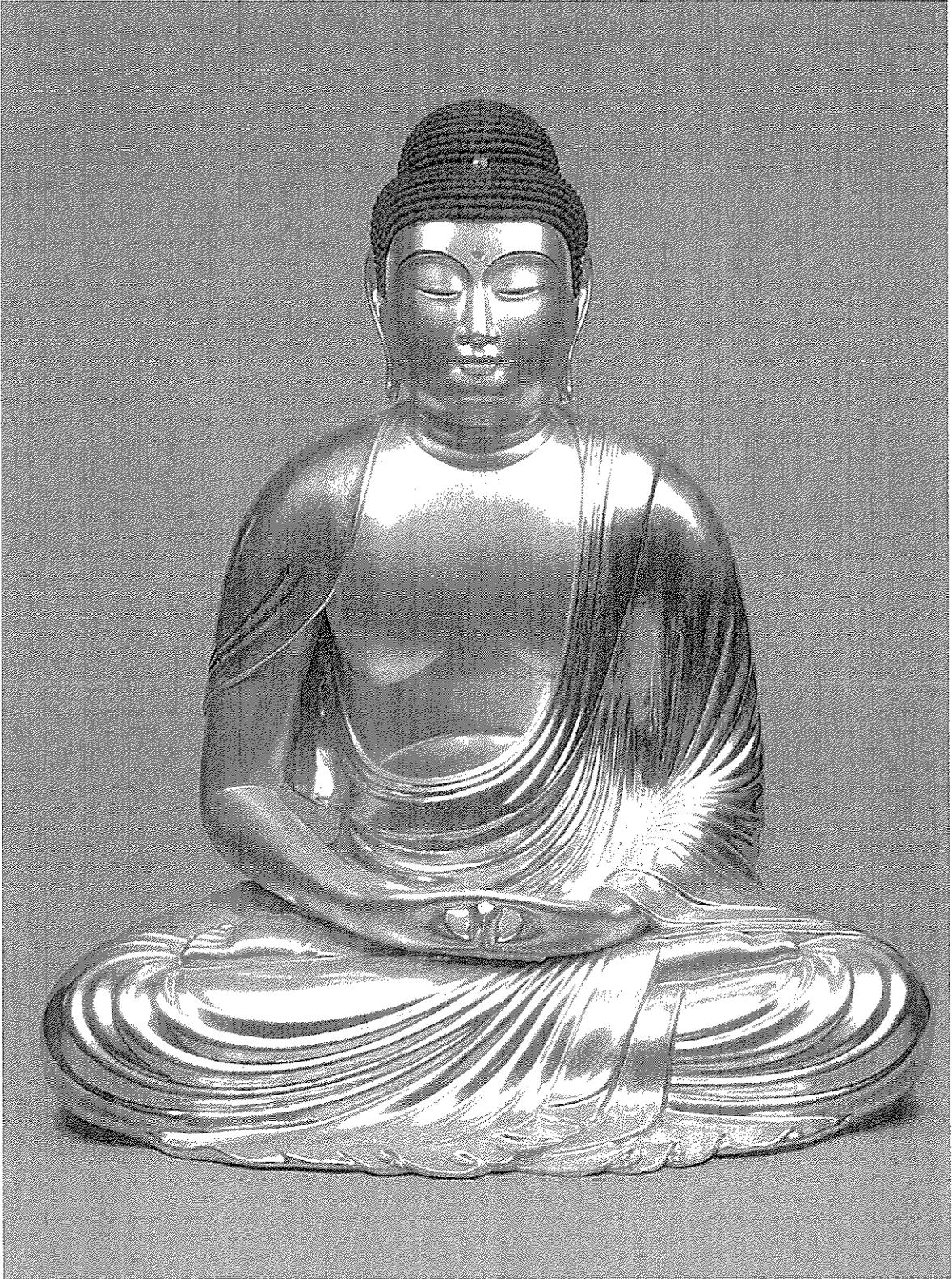
台座 左脇侍分に準ずる。

光背（柄付き輪光。木製、漆箔）後補。

〔説明〕

- 1 中世の横浜を代表する武士団である平子氏本家の菩提寺として重要な寺院である真照寺に伝来した像で、伝来の項に記述したとおり、文明5年（1473）の寺再興時に永代本尊とされた像にあたる可能性がある。現在は新補の表面仕上げにおおわれるが、3軀ともにその穏やかに整えられた像容は平安時代後期のいわゆる定朝様にしたがうもので、製作はその時期にまでさかのぼるものと思われる。同時期の東国に存する一定水準以上の定朝様の作例は、天治元年（1124）頃の製作と考えられる岩手・中尊寺金色堂中央壇阿弥陀三尊像などに基本的にならうものが多いが、安元元年（1175）頃の製作と考えられる本市栄区・證菩提寺阿弥陀三尊像、同2年の埼玉・西光院阿弥陀三尊像など1170年代の規準作例が知られる。それらにくらべると本三尊像はやや引き締まった肉どりや眦を少し吊り上げた面貌、動きのある衣文線などに若干の時代の進んだ趣が感じられ、平安時代から鎌倉時代に移行する時期の製作とみるのが穏当である。

- 2 本三尊像の製作時期を作風から前項のように考えると、真照寺の再興ないし建立が平安末期の寿永2年（1183）とも元暦元年（1184）ともいわれること、またかつて存した台座心棒の修理銘中にこれに続く元暦2年の年紀があったことは、たいへん興味深い。修理銘中の年紀に何らかの典拠があったかどうかは不明であるが、いずれにせよ本三尊像が平安末期の真照寺再興ないし建立の時期の製作である可能性はきわめて大きいと考えられる。
- 3 本三尊が真照寺本尊として造られたものであるならば、その造像は平子有長によるものである。有長は元暦2年には源頼朝の御家人に名を連ねており、その後、建久元年（1190）に源頼朝が入洛した時には先陣畠山重忠に随兵し、建久4年の頼朝の富士の巻狩りに同行して曾我兄弟の仇討ちに遭遇して負傷し、建久6年に頼朝が東大寺大仏殿供養のために上洛した際にも随兵するなど、幕府御家人としての活動が知られる。幕府関係の初期造像は、頼朝が鎌倉勝長寿院本尊の造像のため文治元年（1185）に奈良仏師の嫡流成朝を招請し、同2年の北条時政のための造像、同5年の和田義盛のための造像をいずれも運慶が担当するなど、奈良仏師の活躍が知られるが、本三尊はそうした時期の直前の鎌倉周辺の造像の実態を知るうえでまことに意義深い。
- 4 本三尊像は以上の通り日本彫刻史上に重要な作品である。近年の修理による表面仕上げが鑑賞をいちじるしくさまたげているものの、本体はもとより台座まで当初の部分を残すこともおおいに評価されてよい。本市の美術史上、文化史上にきわめて貴重な作品であるので、市指定文化財として保存を講ずるべきものと思われる。



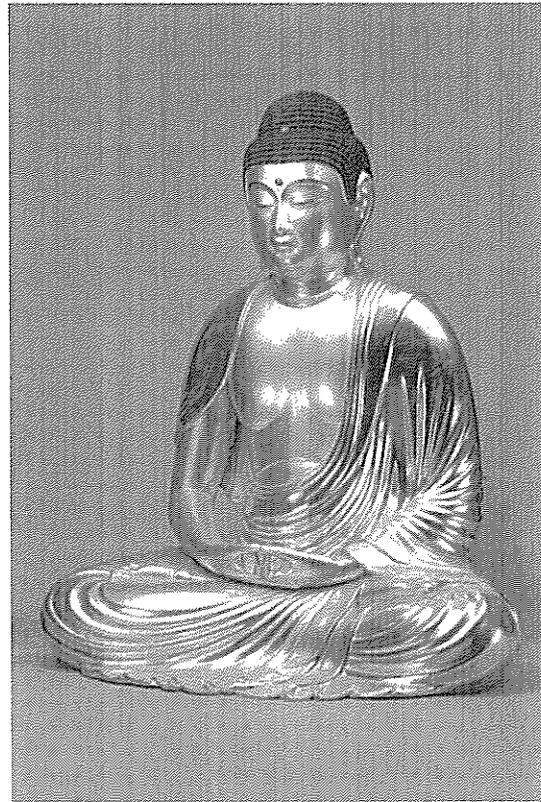
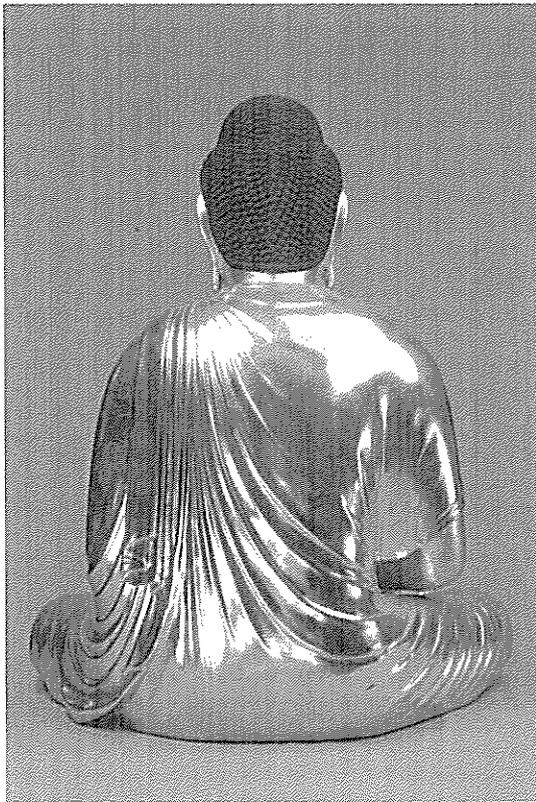
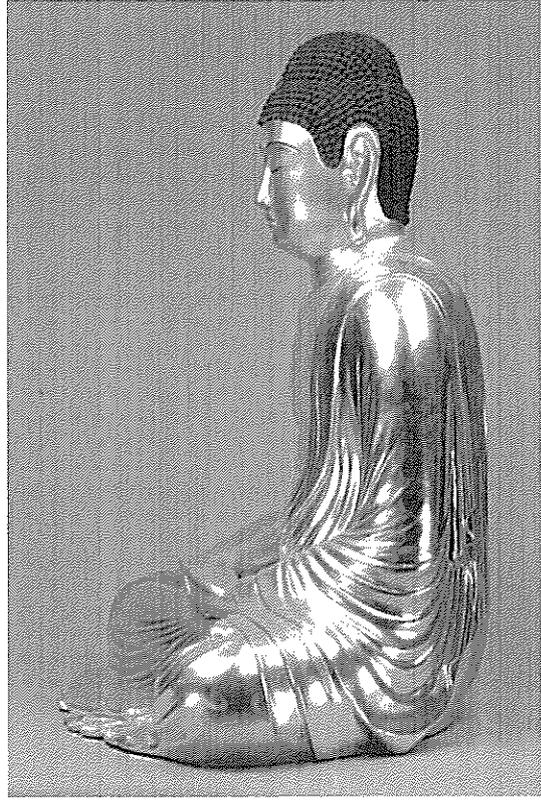
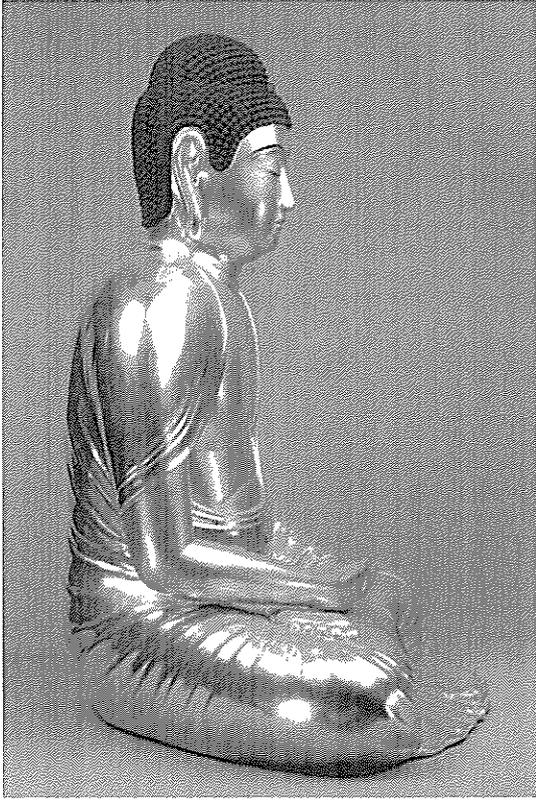
阿弥陀如来



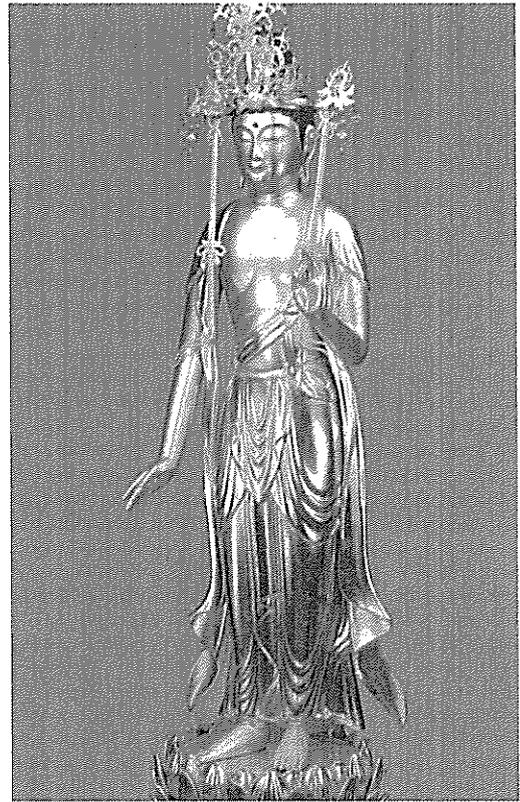
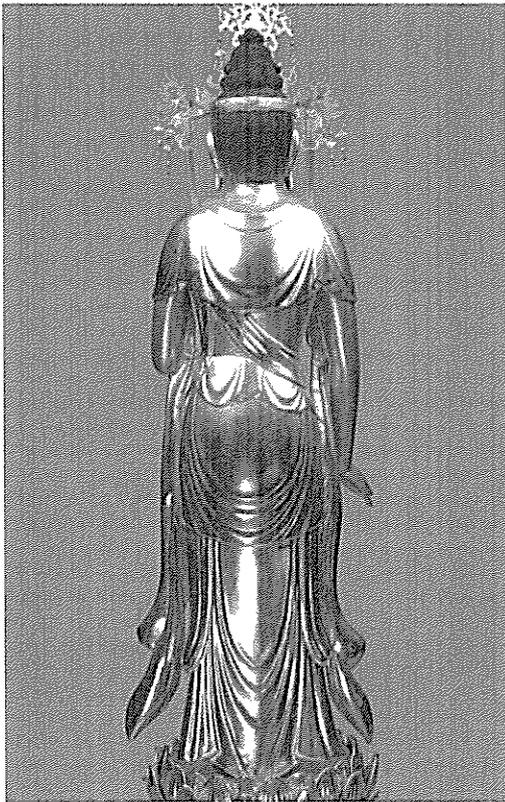
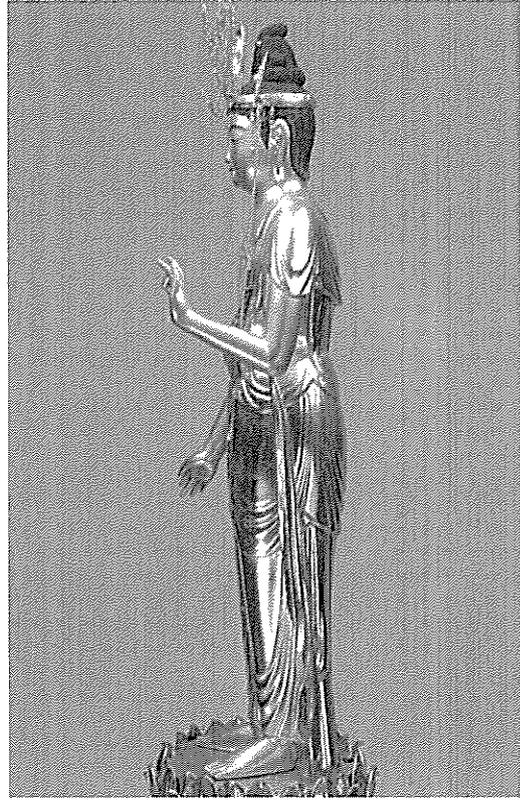
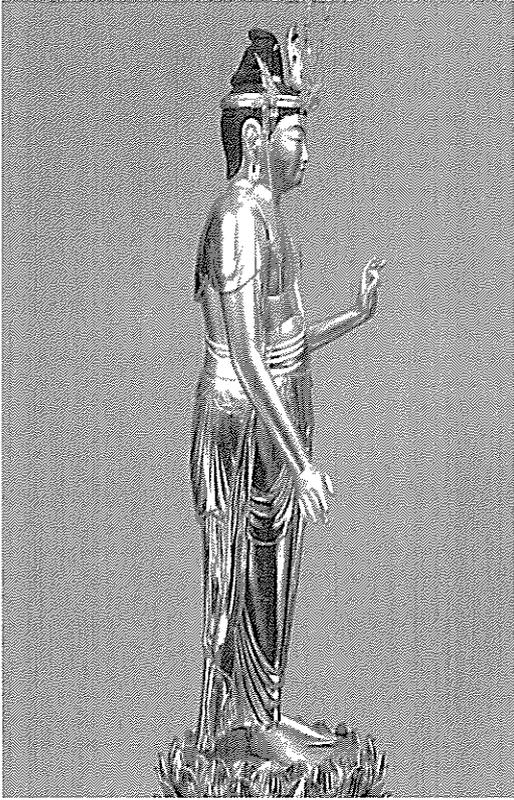
右脇侍



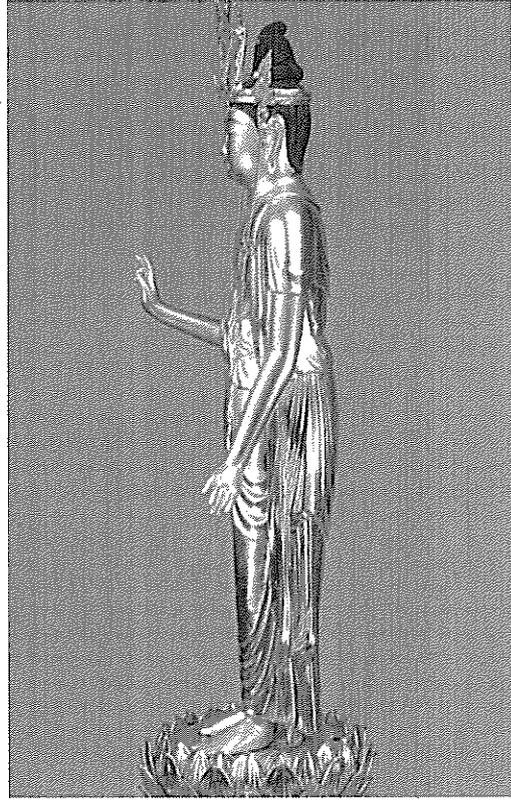
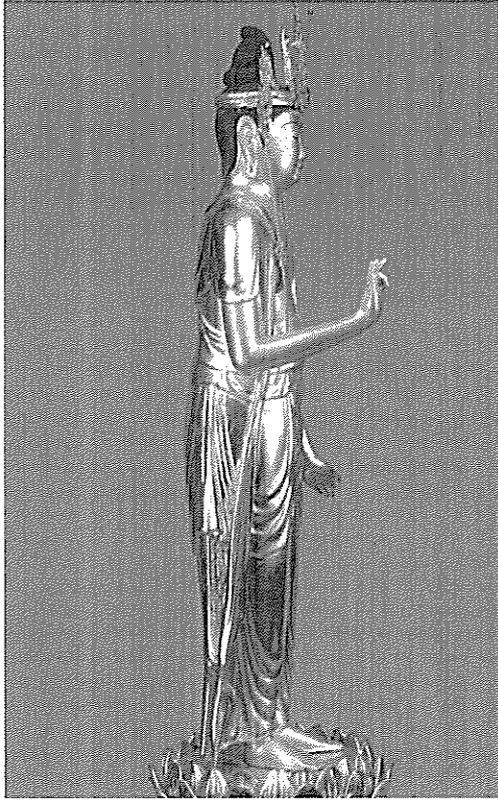
左脇侍



阿弥陀如来



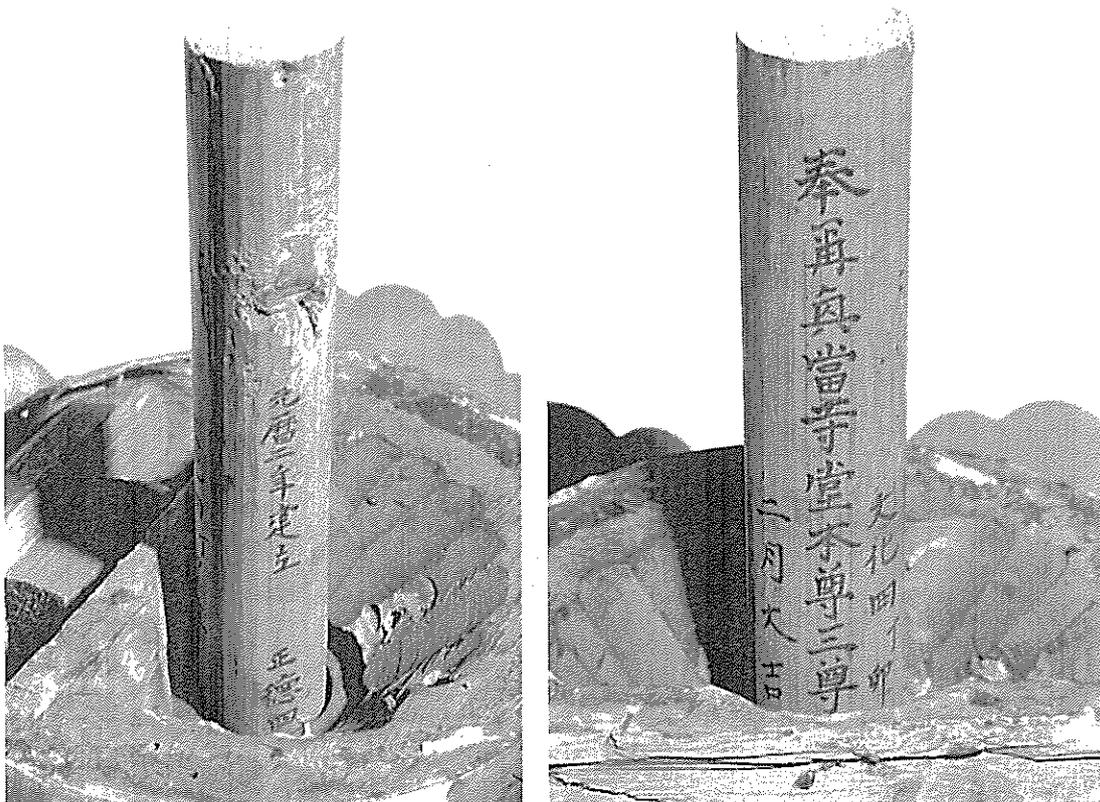
左脇侍



右脇侍



阿弥陀如来および両脇侍像 全像（修理前）



阿弥陀如来 台座旧心棒 墨書

横浜市指定有形文化財

1 名 称	紙本墨書 大般若経 附 旧経箱残欠
2 員 数	330帖 (附 旧経箱残欠1点)
3 指定年月日	令和元年□月□日 (予定)
4 所在の場所	横浜市港北区師岡町1168
5 所有者の氏名又は 名称及び住所	宗教法人 法華寺 代表役員 佐脇 栄諭 横浜市港北区師岡町1168
6 種 類	典籍
7 品質及び形状	折本 (幅広) 金欄文様入表紙 (附旧経箱残欠 木製)
8 寸法又は重量	表紙 高24cm前後 幅18cm余 一紙長50cm前後 (附 旧経箱残欠 縦40.6cm×横30.0cm×高4.2cm)
9 作 者	
10 製作の年代又は時代	平安時代後期～室町時代
11 画賛、奥書、銘文等	目録参照
12 伝来その他参考となるべき事項	本文参照
添付するもの	目録・写真

調書

紙本墨書 大般若経 附 旧経箱残欠

員 数 330帖 (附 旧経箱残欠1点)
時 代 平安時代後期～室町時代
技 法 折本 (幅広) 金襴文様裂表紙 紙本墨書
(附 経箱 縦40.6cm×横30.0cm×高4.2cm)
法 量 表紙 高24cm前後 幅18cm余 一紙長50cm前後
所有者 宗教法人 法華寺 代表役員 佐脇 栄諭
所在地 港北区師岡町1168

[形状]

紙高24cm前後、紙幅50cm余の料紙(黄染楮打紙)を糊付し、天地横界・行間縦界を薄墨で引き、行内に本文を書写する。当初は卷子装であったと思われる、現状ではほぼ10行ごとに折目を入れて折本装としている。

現状では慳貪式の大型経箱2口に収納されている(蓋裏墨書によると明治14年(1881)3月の製作)。内部を9区画に仕切って経典が整然と収納できる形式になっており、それ以来点数の増減はなかったものと考えられる。

なお、本堂内脇壇に安置される奪衣婆像の台座に転用された形で、浅い抽斗式の旧経箱残欠が1点残されている。風通しのために底板2枚分を透かしていることから、慳貪式の外箱にはめ込まれた抽斗式の内箱1段分が残存したものと見られる。正面に朱漆書で「貳/百/一」、底面墨書に「貞治四年(乙巳)二月廿四日新造花城坊」とあることから、南北朝時代の貞治4年(1365)に製作されたものと見られる。

[法量]

各帖の法量・紙数等は別紙目録記載の通り

[内容]

『大般若経』は一具六百巻であることから法華寺本では全体の半分以上が残っていることになる。何らかの奥書を持つものは83帖におよび、記載事項によって分類すると、治承6年(関東年号、養和2/寿永元年に該当)(1182)から建保2年(1214)にかけて書写されたものが最古である。これは「散位草加部末友」およびその妻「縁友伴氏」を「大檀那」「大施主」として発願されたもので、夫妻の本拠は「都筑郡池辺(いこのべ)郷」と明記されている。また元久2年(1205)の奥書には「大久万(おおくま)別処」で「乗蓮房源朗」が「向奉」した(迎え奉るの意か)とする巻が多数ある。源朗は「東城寺毘沙門堂主」とも記されるが、都筑郡大熊村(都筑区大熊町・仲町台)には「毘沙門谷」の地名が残り、同村熊野社の末社に毘沙門堂があった(『新編武蔵風土記稿』都筑郡大熊村)ことから、「東城寺」という寺号の傍証は見出せないものの、奥書の「大久万別処」とは同地を指す可能性が高い。池辺郷・大熊村ともに、鶴見川水系で師岡熊野社とつながる立地条件であると推定されるので、平安時代末期、この地域を領有した豪族の草加部(草壁)末友夫妻が施主となり、源朗が実務にあたって写経が製作され、熊野社の行事で用いられたものと考えられる。

その後文永2年(1265)の円性による補写(2帖)、嘉暦4年(1329)の某(2帖)、永享13年(1441)の覚尊による修理(1帖)を記す奥書があることから、修補の手を加えつつ江戸時代まで使用され続けたものと考えられる。宝暦8年(1758)には、下総佐倉藩主堀田正亮を初めとする大名たちの寄進によって大規模な修復が行われた(師岡熊野神社文書)。

文政7年(1824)7月に黄檗版の刊経『大般若経』一具が新たに施入された(版本大般若経・経箱墨書)ことにより、伝来の古写経一具は現用を止め、宝物として保管されることになったらしい。

明治13年(1880)7月に作成された神奈川県九等属・鷹居匡および檀家総代河田三四郎・鈴木政五郎らの署名捺印のある「宝物審査証」には「橋樹郡師岡村／法華寺所蔵／高倉天皇宸翰／散位草壁末友女伴氏／大般若経残欠三百巻」とあることから、その翌年に現在の収納箱が製作されて以降、ほぼそのままの状態で今日まで保存されてきたものと見られる。

〔縁起と由緒〕

法華寺は、武蔵国橋樹郡師岡郷鎮守である熊野権現社の別当であったことから、本資料の来歴については、熊野社と一体として歴史的考証を加える必要がある。

貞治3年（1364）の奥書をもつ師岡熊野神社所蔵の『縁起』（『聖地へのあこがれ～中世東国の熊野信仰』神奈川県立歴史博物館、2005、列品番号105翻刻所収）によると、当社は聖武天皇の治世、神亀元年（724）に全寿という行者が法華経一万部読誦を成就した折に熊野権現が影響して当地に祭られることになった。仁和元年（885）には光孝天皇の後の御悩を平癒させる奇特を現したことから六条中将有房卿が勅使として下向し、社壇を造営したという。

平安時代の末に当社は零落して無住となったが、承安4年（1174）に延朗という比叡山出身の僧がここに止住し、12口の龍頭を作って祈雨の祈願を行なったところ靈験を現し、勅願所に列せられ、高倉天皇宸筆の大般若経を奉納して、毎年正月八日の転読が始められたとする。後に観応2年（1351）に全社焼亡の災にあったが、経典と龍頭は社前の池に投入して焼失を免れたという。

貞治2年（1363）の年記を有する「法華寺毎日例時番帳之次第」によれば、熊野社別当法華寺には十七坊があり、年内の輪番を定めて社僧として神事にあたった。この中には古い経箱に記された「花城坊」も見えている。（『横浜市史稿・神社編』第二章第二節郷社三「熊野神社」、1932。阿諏訪青美「中世小机庄域における師岡地域」『横浜市歴史博物館調査研究報告』1、2005）

江戸時代には正月八日にこの経典を用いて大般若転読が挙行され、村内安全無病息災の祈祷が行なわれたが、その前に長さ一丈の大蛇を藁で作り、東西南の鳥居に引き回す「シメヨリ」という儀礼が行なわれたという。十四日には筒粥神事が行なわれ、その年の収穫の吉凶を占った。筒粥神事の用具や祈雨の靈験を伝える龍頭、熊野牛玉宝印の版木などは現在も師岡熊野神社（熊野資料館）に保管されている。

師岡熊野神社および別当法華寺は、武蔵国橋樹郡師岡村に属し、熊野神社の氏子区域は鶴見・神奈川・小机・綱島にわたる旧師岡郷三十三ヶ村となっている。熊野神社の「縁起」には、仁和元年（885）全寿仙人当山開創のみぎり、熊野権現が神奈川・足洗川・大口を経て師岡の地に鎮座したという伝承

を記していることから、海に面する師岡郷の地域が熊野社の信仰圏であったと考えられる。

それに対して、この『大般若経』の最初の願主である草壁末友夫妻が隣郡の都筑郡に属する池辺村・大熊村周辺を本拠としていたと推定されることは、熊野社の信仰圏の歴史的変化を示す可能性がある。鶴見川水系によってつながった古代・中世の地域秩序のあり方を考える上でも貴重な素材を提供している。

〔説明〕

1. 『大般若経』は、古代から除災招福の利益のある経典として広く用いられてきた。関東（武蔵国）においては、貞観13年（871）の奥書をもつ埼玉県慈光寺伝来の平安写経（安倍小水麻呂願経）が最古の遺品とされるが、これは上野国の官人の発願による特別な作例であり、畿内近国に多く見られる在地性をもった中世の遺品は、関東では極めて限られている。鎌倉時代までさかのぼるものは、東京都あきる野市大悲願寺（東京都指定文化財）・埼玉県日高市高麗神社（重要文化財）・東京都青梅市玉泉寺（青梅市指定文化財）・川崎市多摩区寿福寺・さいたま市氷川女體神社（県指定文化財）などの不完全な遺品が知られているに過ぎない。
2. 鎮守の寺社の神前において、年中行事として『大般若経』を転読し、氏子・檀徒の息災を祈る儀礼は全国的に分布するが、師岡法華寺（熊野社）の場合は、鎌倉時代初期に制作された経典が江戸時代まで連綿と年中行事の中で使用され続けてきたことが明らかであり、有形文化財であるのみならず、地域の伝統を伝える複合的な文化遺産としての価値を有する。
3. 宝暦8年（1758）ごろに表装を整えられて以来、ほとんど手つかずで伝わったため、虫損により開披不能になっている帖や、脱落して復元不能になった表紙などが多数にわたる。指定調査の過程で剥離・脱落・錯簡が見られた本文については応急の整理がなされているが、なお開披して確認する必要のある帖が多い。将来への確実な保存を期するため、早急に専門家による修補を実施し、詳しく全容が解明されることが望ましい。
4. 師岡法華寺所蔵の『大般若経』は、現存するのは全体の半分余りであるが、保存状態は比較的良好である。奥書から元久2年（1205）前後に近隣の池辺郷に本拠を構えていた草壁末友夫妻によって発願されて以来、

800年余りの間、旧師岡郷の安泰を祈願するために用いられてきた貴重な文化遺産であり、市の文化財に指定して確実な保存を図る必要がある。

法華寺所蔵『大般若波羅蜜多經』目録

巻次	折数	一紙長	紙高	界高	界幅	訓	校	表紙	近世	原本欠失	尾題	奥書タイプ	備考
2	27	51.6	24.3	19.8	1.8	有	有	A	完		有	なし	
4	24	51.4	23.6	19.9	1.8	有	有	B:後表紙 欠		後欠	—	—	
5	24	51.4	24.3	19.7	1.9		有	裂:後ろ 見返し欠			有(後筆)	なし	後表紙裏に下地反故紙一部見ゆ。表紙題雲欠失。巻106に挟み込まれていた断簡二葉を統合。
8	24	51.3	24.2	19.9	1.9	有	有	A	完	後欠*	—	—	
10	23	47.4	24.2	19.8	1.9		有	B	完		有	元久二年	内題下に捺消あり。
11	26	計測不能	23.8	19.6	1.8	有	有	A	完		有	捺消跡	尾題次行に捺消(奥書タイプ確定できず)。
14	約23	50.8	24.2	19.8	1.7			裂		首題欠損	有(冊と読め別巻か)	—	表紙題「巻第十一」別に巻第11はあり。表紙紐帯に近世文書あり。本文より巻次比定。
15	26	51.2	24.4	20.1	1.8		有	A	完		有	なし	
18	約24	51.0	24.1	19.8	1.7		有	A			—	—	A3-1は前表紙に付く巻頭2行のみで、天地逆に貼られる。断簡2紙あり。
19	25	50.7	24.3	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	
20	26	50.6	24.1	20.0	1.8		有	B	完	後欠*	—	—	
21	26	50.2	24.5	19.7	1.8		有	B	完	後欠*	—	—	首題前の余白に修理銘「奉新修理 大般若經 法華寺」あり。
22	28	50.3	24.3	19.7	1.7		有	A	完		有	なし	
24	23	51.8	23.3	19.8	1.8		有	B	完		有	なし	
26	23	50.0	24.3	19.8	1.8		有	A	完	後欠*	—	—	
27	24	52.8	24.4	19.9	1.8		有	B	完		有	なし	所々に空行(幅不足か)。尾題次行から後表紙見返しに挟まれる。
28	25	51.5	24.3	19.8	1.8	有	有	A	完		有	なし	
30	23	50.7	24.6	19.9	1.8		有	B	完		有	なし	
31	25	(32.1)	24.2	19.7	1.7		有	A	完		有	元久二年	
32	25	(37.0)	24.3	19.8	1.7		有	A	完	後欠	—	—	
35	23	51.0	24.0	19.9	1.8		有	B	完	尾題欠	—	—	
36	25	50.6	23.8	19.7	1.8	有	有	B	完		有	伴氏	声点あり。
38	26	計測不能	24.3	19.8	1.8	有	有	裂	完		有	なし	
39	23	50.8	24.1	19.8	1.7		有	B		後欠	—	残画あり	巻別紙貼付付け。
40	19	50.0	23.8	19.8	1.7			B		後欠	—	—	
41	28	51.2	23.8	19.6	1.8	有	有	A	完		有	元久二年	
42	24	48.6	24.4	19.8	1.7		有	A	完		有	なし	紙幅一定せず。
44	不明	計測不能	計測不能	19.9	1.7		有	A別箇	完		有	なし	
45	24	50.5	24.6	19.8	1.8		有	B	完		有	なし	
51	21	51.9	23.8	20	1.8		有	B		後欠*	—	—	
52	22	(40.5)	24.2	19.8	1.8		有	A別置: 後表紙欠 (別巻のB を仮置き)			有	なし	
54	24	51.5	24.2	19.9	1.8	有	有	A	完		有	なし	
55	25	52.3	24.1	19.9	1.7		有	B:後表紙 欠(別巻 のA前表 紙を仮置 き)			有	なし	紙幅一定せず。
56	24	52.8	23.7	19.8	1.8		有	B	完		有	なし	
58	15	52.2	24.1	19.7	1.8		有	A	完		有	なし	
59	23	50.7	24.4	19.7	1.7		有	A	完		有	なし	
63	23	50.4	23.5	19.7	1.7		有	B	完	後欠*	—	—	表紙一部糊剥がれにより、本紙第一紙端の旧表紙糊跡見ゆ。一部虫損の修補あり。異本注記あり。
66	24	(41.0)	24.2	19.8	1.8		有	裂	完		有	なし(尾題次行で切断)	表紙見返し金紙剥がれ、文書反故あり。題箋剥がれ。文永書写とは別筆。
67	24	53.1	24.3	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	墨目印あり。
72	21	52.5	24.0	20.8	1.8		有	B	完		有	なし(後表紙の内側に貼り込み、糊剥がれ)	表紙糊剥がれ、本紙の内側に旧表紙の糊跡あり。
73	23	52.8	24.2	19.9	1.8		有	B	完		有	なし	頭書の上に裁ち落としあり。
74	23	52.2	24.0	20.0	1.8		有	B		後欠*	—	—	15折から別料紙・別筆か。
75	23	52.4	24.4	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	墨にやや滲み。
76	21	52.2	23.4	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	本紙第1紙補紙・補写(本文17行目まで:界高19.5、界幅1.6)。首題次行の終品名を脱落して本文一行書き、3行空けて首題から書き直す。

巻次	折数	一紙長	紙高	界高	界幅	訓	校	表紙	近世	原本欠失	尾題	奥書タイプ	備考
77	22	52.1	24.4	19.8	1.8		有	A	完		有	なし	尾題の後が破られている。破棄されたか。後表紙に接続しているのは裏打ち紙のみ。
78	22	52.6	24.2	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	
79	22	52.5	24.3	19.9	1.8		有	B	完		有	なし	
80	23	51.6	24.2	20.2	1.8		有	A	完		有	元久二年	
81	23	計測不能	24.4	19.9	1.7			A	完		有	元久二年	
82	22	51.3	23.9	19.8	1.8		有	B	完		有	なし	
85	23	52.3	24.3	19.8	1.8		有	A	完		有	元久二年	継目に印あり。
87	23	52.5	24.5	19.8	1.8		有	A	完		有	なし	表紙破損大。
88	21	51.5	23.9	20	1.8		有	B		後欠*	—	—	
89	22	53.0	23.8	20.0	1.8		有	B		後欠	—	—	江戸修理の時点で後欠。
90	23	52.4	24.0	19.9	1.8		有	A: 後表紙 紙491に あつた紙を 仮置き			有	元久二年	後表紙に続く本紙(組幅1.8)は巻491の尾題あり、原位置に戻し、仮に入れ替え。旧折山の幅20行(10行で折本)。
91	不明	計測不能	23.6	19.8	1.8		有	B 別置: 後表紙欠			有	元久二年	
92	23	52.4	24.4	20.0	1.8		有	A	完		有	なし	
93	22	52.7	24.4	19.7	1.8		有	A 別置	完		有	なし	もと巻第385に挟み込みの二紙(本文36行)を統合。
94	22	47.8	24.3	19.7	1.9			A	完		有	法華寺(本文最終行の行末)	補写巻か。
95	22	52.0	24.4	19.8	1.7		有	A	完		有	元久二年	
96	23	計測不能	24.3	19.8	1.7		有	A	完		有	なし	
97	23	53.2	24.3	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	
98	18	計測不能	24.4	19.8	1.6			A 別置	完		有	なし	
102	22	50.7	24.6	19.6	1.8		有	A			有	なし	糊割がれ(本文2箇所、後表紙)。
103	21	34.4	24	19.8	1.7		有	B			有	なし	糊割がれ(尾題後)。
106	21	50.3	24.4	19.7	1.7			A	完		有	なし	巻第五尾題を含む断簡の挟み込み、原位置に戻す。
107	22	52.2	23.7	19.8	1.8		有	B		後欠*	—	—	
108	21	54.6	24.4	20.2	1.8			A	完		有	法華寺	
109	21	51.6	24.1	19.7	1.8		有	A			有	元久二年、法華寺	
112	21	30.0	24.4	19.8	1.8		有	A		中間欠(近世修補時に中間欠にて表装)	有	なし	糊割がれ(後表紙)。本文書写本人による訂正あり。
113	23	53.5	23.5	19.7	1.8		有	B		後欠*	—	—	料紙が途中で変わる。
114	21	52.5	24.4	19.8	1.8		有	A	完		有	なし	
115	22	46.0	24.1	19.8	1.8		有	A	完		有	なし	尾題あるが、虫損により字が欠。
117	22	54.3	24.0	19.8	1.9		有	B	ほぼ完		有	なし	後ろ表紙と見返しを接続する紙が欠失、割がれ。
118	20	50.0	23.6	19.8	1.7		有	B		後欠*	—	—	
119	23	52.4	23.6	20	1.7		有	B	完		有	なし	
121	23	53.5	24.1	19.9	1.9		有	A	完		有	元久二年	
123	24	53.2	24.5	19.8	1.8			A	完		有	なし	
126	22	52.8	24.2	19.7	1.9		有	A	完		有	なし	
128	20	53.9	24.3	19.9	1.8		有	A			有	抹消跡	尾題下部に摺消。尾題の後に奥書が残る。
132	23	53.8	24.5	19.8	1.8		有	A	完		有	なし	
133	7	測定不能	24.4	19.9	1.7		有	B: 前表紙 欠(別表紙 Aの紙を仮 置き)		中欠、後欠	—	—	後表紙も別巻のものか。
134	21	52.4	24.4	19.7	1.7		有	A	完		有	なし	
137	22	52.2	23.6	19.8	1.7		有	B			有	なし	前見返し補紙と本紙とが割がれ。
138	21	52.8	24.3	19.8	1.9		有	A	完		有	なし	糊割がれ(後表紙)。
141	21	51.4	23.8	19.8	1.8		有	B		後欠*	—	—	後表紙見返し糊割がれ、後見返裏面および本紙末尾裏面(後表紙との接合面)に貼り合わせ記号あり。巻首の首題を含む16行は別料紙・別筆。
142	22	52.0	24.4	20.0	1.8		有	裂	ほぼ完		有	なし	尾題次行で切所。
143	22	53.5	24.1	19.7	1.8		有	A: 後表紙 欠(別表紙 の紙を仮 置き)			有	なし	
144	21	53.7	24.0	19.8	1.8		有	B		後欠*	—	—	
145	23	53.7	24.6	20.0	1.8		有	A	完		有	なし	めくり手垢甚だし。旧折山20行間隔。
147	22	51.4	23.9	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	
148	21	53.1	23.9	19.8	1.8			A			有	なし	

巻次	折数	一紙長	紙高	界高	界幅	訓	校	表紙	近世	原本欠失	尾題	奥書タイプ	備考
150	22	計測不能	24.4	20.0	1.8		有	A	完		有	抹消跡	尾題前行・経文末尾行の下部に8～10字程度、細字書込を挿入跡。
157	22	50.0	24.3	19.9	1.8		有	A			有	なし	
158	21	50.1	24.1	19.8	1.8		有	B	完		有	なし	めくり半垢葛だし。
159	23	20.0	24.0	19.9	1.8		有	B	完		有	なし	めくり半垢葛だし。旧折山20行間隔。
160	20	50.8	23.7	19.7	1.8			B:後表紙欠(見返しのみ残)			有	元久二年、伴氏	製表紙の後表紙が置かれたが別置。
162	22	49.9	24.4	19.8	1.8		有	A	完		有	なし	尾題次行なし。
163	22	52.4	24.2	19.8	1.8		有	製	完	後欠*	有	なし	B2-11より後欠部を合わせて完存。
164	22	50.0	23.8	19.8	1.7		有	B	完		有	なし	尾題後3行余白あり。
165	23	51.0	24.0	20.0	1.8		有	B	完		有	なし	尾題後2行半余白あり。
170	22	52.4	24.5	19.8	1.8		有	B	完		有	元久二年	
180	不明	42.8	24.0	19.7	1.8			A	完		有	文永二年	料紙濃茶色。
185	21	計測不能	24.1	19.7	1.8		有	B		後欠	—	—	首部、補写あるいは何らかの理由で字が薄くなったものを重ね書きしたか(3折あたりまで)。頭書黒色二種。
189	20	49.4	23.6	20.0	1.8		有	B	完		有	なし	尾題後7行余白あり。
191	22	41.8	23.6	19.9	1.8		有	B	完		有	文永二年	料紙濃茶色。
192	22	42.8	24.2	19.8	1.8		有	A	完		有	文永二年	料紙濃茶色。
193	21	49.1	24.3	19.8	1.8		有	A	完		有	なし	
200	21	49.2	24.3	19.9	1.8		有	A	完		有	元久二年	
201	23	48.4	23.4	20	1.8		有	A	完		有	元久二年	
202	21	50.4	24.3	20.0	1.8		有	A	完		有	なし	本紙上端に頭注の疵ち落としあり。罫目を合せの符号あり。
203	23	50.7	24.3	20.0	1.8		有	A	完		有	伴氏	
204	21	50.8	24.5	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	
205	23	49.5	23.8	19.9	1.8			A	完		有	消跡あり、タイプ不明。	
207	24	49.3	23.8	20	1.8			B	完	中欠	有	なし	本紙上端に頭注の疵ち落としあり。
208	23	47.9	23.6	19.6	1.75			A	完		有	伴氏	
210	23	計測不能	24.2	19.6	1.7		有	A			有	元久二年	
212	27	49.5	22.5	20.0	1.8			A:後表紙欠(別巻のBを仮置き)	完		有	伴氏	
214	24	48.8	23.8	19.9	1.8		有	B	完		有	なし	「三々二々四々」の映字あり。
216	22	計測不能	23.0	20.0	1.8		有	A:後表紙欠	完		有	なし	修補紙にも同一の尾題を書す。
217	22	前半46.5、後半49.0	24.2	20	1.8		有	A	完		有	なし	前半は濃茶色料紙(文永書?)、後半は黄紙。
219	25	計測不能	24.3	19.8	1.8		有	A			有	なし	尾題次行で切断。
221	22	52.6/52.8	24.5	20.2/20.1	1.9/1.9		有	B	完	鉛筒あり	有	なし	9折々に首題あり(それ以前も巻221)。尾題の後3行余白あり。
222	23	52.4	23.8	20.1	1.9		有	B	完		有	なし	本文末尾、後表紙見返しに入るが、糊割がれのため尾題確認可能。尾題次行で終わり。表紙・後表紙の紙背に印。
223	22	52.5	24.1	20.1	1.9		有	B	完		有	なし	本文末尾、後表紙見返しに入るが、糊割がれのため尾題確認可能。尾題次行で終わり。
226	22	51.9	23.6	20.2	1.9		有	A		前欠・後欠	有(後筆)	なし	改装時にすでに虫損大(裏打ちあり)、虫損箇所にも補筆あり。首題欠き、紙自体がなく表紙と接続していない。後見返しとの補紙を欠失。
228	24	53.3	24.4	20.1	1.9		有	A	完		有	なし	尾題次行で切断。
229	26	52.8	24.3	20.0	1.9		有	A	完		有	なし	尾題次行で切断。
230	23	52.3	23.6	20.0	2.0		有	B	完		有	なし	尾題次行で切断。
231	22	52.9	24.7	19.9	1.7		有	A	完		有	なし	料紙濃茶色、巻233まで同筆。
232	22	49.7	24.3	19.9	1.8		有	A	完		有	伴氏	料紙濃茶色。
233	25	53.1	24.2	19.8	1.8			A		中欠	有	なし	料紙濃茶色。尾題次行で切断。表紙見返しワレ注意。
234	不明	計測不能	23.8	19.8	1.8			製		首尾はあり、中は不明	有	なし	料紙濃茶色。尾題次行で切断。表紙見返し糊割がれ、反古が露出、「越後騒動記」など書目見ゆ。
238	約22	計測不能	22.8	19.8	1.8			製	完		有	なし	尾題後に余行なし。間披の跡あり。
239	24	計測不能	23.7	19.0	1.8		有	B		後欠*	—	—	

巻次	折数	一紙長	紙高	界高	界幅	訓	校	表紙	近世	原本欠失	尾題	奥書タイプ	備考
240	22	48.7	24.3	20.0	1.8			A	完		有	観画あり(元久)	原2帖が3帖として巻340と混同されて虫損。後ろ表紙Aが2枚、巻次不明。
242	23	53.8	24.1	20.0	1.9		有	A		後欠*	—	本文最終行に抹消跡あり(「法華寺」カ)。	紙継目に印あり。
244	26	53.3	23.7	20.1	1.9		有	B			有	なし	尾題次行で切断。改装時か、文字の欠損を補筆した箇所あり。後見返しと後表紙が糊割がれ。
251	26	48.9	23.7	20.0	1.8		有	B:前表紙は別巻のもの		後欠*	有	—	本紙上端で頭注の裁ち落としてあり。巻数は別筆で上書き。
255	22	計測不能	24.2	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	
256	22	計測不能	24.1	19.9	1.8			A			有	なし	後見返しが糊割がれ。
257	21	49.1	24.3	19.9	1.8		有	A	完		有	なし	末尾数行の天部欠損。
262	21	49.9	24.0	19.8	1.9		有	A:前表紙欠(別巻の後表紙を仮置き)			有	伴氏	表紙と本紙に接合なし。
263	23	49.9	24.3	19.8	1.8			A		後欠	—	—	
264	22	50.8	24.3	19.9	1.8			A	完		有	なし	
266	24	50.1	24.3	20.1	1.8			A		前欠	有	伴氏	冒頭3行は補筆・補書。
270	21	48.4	24	20	1.7		有	B	完	後欠	—	—	
271	23	61.5	24.4	20.2	1.9		有	A	完		有	なし	13折ウに墨映あり(「十三カ」)。
274	23	63.0	24.2	20.1	1.8		有	A	完		有	「一校了」	
275	22	62.5	23.9	20.1	1.8		有	B		後欠*	—	—	藤原実重経のうち。
276	22	63.8	24.2	20.1	1.8		有	A	完		有	なし	表紙に擦消跡あり。藤原実重経のうち。
277	25	63.0	22.7	20.1	1.8		有	A	完		—	藤原実重、「一校了」	
278	22	63.1	22.1	20.2	1.8		有	A			—	藤原実重、「一校了」	奥書切断のため観画による。
280	23	63.3	24.3	20.1	1.8			A	完		有	なし	藤原実重経のうち。
281	24	59.2	24.2	20.2	1.9		有	B		後欠*	—	—	藤原実重経のうち。
282	26	64.0	24.4	20.2	1.8		有	A	完		有	なし	藤原実重経のうち。
287	24	63.3	23.9	20.1	1.9		有	B			有	「一校了」	
288	20	計測不能	24.4	20.4	1.8		有	裂			有	なし	尾題次行にて切断。藤原実重経にあらず。
289	22	62.6	24.3	20.2	1.9			A			有	元久二年	奥書切断。藤原実重経のうち。
291	22	計測不能	24.0	20.0	1.8		有	A	完	後欠	—	—	
293	23	50.3	24.3	20.0	1.8			A	完		有	なし	尾題次行平行分奈白。
294	不明	50.3	22.7	20.0	1.8			A:後表紙は別巻のもの		後欠	有	なし	尾題次行空行。
297	22	50.6	24.1	20.0	1.8		有	A	完		有	—	尾題次行は後表紙内。第一・二紙目は料紙・別筆で後補。
298	23	計測不能	24.3	19.6	1.7			A	完		有	なし	尾題後4行空行。冒頭一紙目別筆、界高19.9、界幅1.7(界高揃わず)。
300	22	41.4	24.3	19.6	1.8		有	A	完		有	元久二年	
303	25	計測不能	24.2	20.0	1.8		有	A		後欠	—	—	尾題付道は巻子の段階で欠損していたか。
305	21	50.1	24.1	19.9	1.8			A	完		有	なし	
308	22	50.2	23.6	19.9	1.8			B	完		有	なし	
309	21	48.8	24.2	19.7	1.8		有	A	完		有	なし	尾題次行空行。
311	22	51.2	24.0	19.6	1.8		有	B	完		有	元久二年	尾題・奥書2行(幅3.5)が前接本紙・後表紙より割がれ。
313	23	51.6	23.7	19.6	1.9		有	B	完	後欠*	—	—	
317	23	41.3	24.5	19.7	1.8		有	B	完	後欠*	有	なし	
319	24	41.2	24.2	19.5	1.8		有	A	完		有	なし	欠損補写あり。尾題次行切断。
321	23	50.8	24.0	19.8	1.8		有	A			有	なし	
322	21	50.0	24.3	19.6	2.0		有	A	完		有(巻323)	なし	巻末破損。首題・尾題不一致。巻323とは別本文。
323	28	52.8	24.4	19.5	1.8		有	A			有	伴氏	奥書の途中で切断。
324	24	52.3	23.9	19.6	1.9		有	B			有	観画(切断)	
325	24	52.3	23.8	19.7	1.8		有	B:前表紙欠(別巻の後表紙を仮置き)	完		有	なし	
328	24	51.1	23.6	19.6	1.8		有	B	完	後欠*	—	—	
329	23	52.5	24.0	19.8	1.8			B	完	後欠*	—	—	
330	24	52.7	24.2	19.6	1.7		有	裂	完		有	元久二年	B1-4とB2-7を統合して完存。後表紙との間は糊割がれ、現在の後表紙でよいか不明瞭。表紙・見返し割がれ、文書反故が見える。

巻次	折数	一紙長	紙高	界高	界幅	訓	校	表紙	近世	原本欠失	尾題	奥書タイプ	備考
334	23	50.5	24.6	19.7	1.8		有	B	完	後欠*	有	なし	
337	24	51.7	24.3	19.6	1.8		有	A	完		有	なし	
338	23	51.7	24.3	19.6	1.8		有	A	完		有	なし	異本注記あり。
340	23	48.0	23.8	19.6	1.8		有	A	完	後欠*	有	なし	巻240と混同されて虫損。
341	26	50.0	24.0	19.6	1.8		有	A	完		有	元久二年	影字「四百内五ノ一」あり。
342	25	43.5	24.3	20.0	1.8			裂	完		有	なし	巻343の残欠二葉あり、戻す。
343	不明	52.8	24.3	19.6	1.8		有	B別圖		後欠	不明	不明	残欠二葉あり。
344	24	53.1	24.5	19.7	1.8		有	B	完		有	伴氏	
345	23	52.4	24.4	19.5	1.8		有	A	完		有	なし	一緒になっていた巻346後半は原位置に戻す。A7-14の後表紙は不明分へ。
346	24	51.9	24.4	19.7	1.8		有	A	完		有	なし	2折ウ2行目「行甚深殿岩波」の裏に墨書あるか。裏書「四百内五ノ六」。
347	24	52.5	24.4	19.7	1.8		有	A	完		有	伴氏	2折ウ裏書「四百内五ノ七」、紙継目に合わせ印あり(抹消)。
348	22	52.2	24.4	19.7	1.8		有	A	完		有	なし	2折ウ「四百内五ノ八ノ」、「〇一」「〇二」の合わせ印。
353	不明	計測不能	24.1	19.6	1.8			裂		後欠	有	なし	後ろ表紙割かれ。
354	25	52.8	24.3	19.7	1.8		有	A	完		有	なし	継目に合わせ印あり、裏打ち紙が裏墨色、尾題別筆でもう一度書かれる。
355	23	51.0	23.4	19.4	1.8		有	B			有	元久二年	
356	24	51.7	24.2	19.8	1.8			裂：後表紙欠	完		有	なし	尾題後ろ4行余白あり。
357	25	52.6	24.0	19.7	1.8			B	完		有	なし	尾題は後表紙内側に貼付だが、剥がれて見える。
358	21	50.1	23.9	21.8	1.7		有	B	完	後欠*	有	なし	内題右上に墨付あり。後半は補写か。
359	21	51.7	24.4	19.7	1.7			裂：後表紙は別巻のものか	完カ		有	なし	2折の裏書「百六ノ九」、折数は概数。
362	23	計測不能	24.2	19.8	1.7			裂	完		有	なし	原題次行空白。
363	23	45.0	24	20.2	1.7		有	B		後欠*	有	なし	首題書き直しあり。
364	22	60.3	24.3	19.8	1.7			A	完		有	なし	一紙長不定。後半補写か。巻368と本文同筆。
368	23	60.1	23.9	20.0	1.8			A	完		有	伴氏	奥書直後で切断。巻364と同筆。
369	23	44.9	24.4	19.8	1.8			A			有	なし	紙継目「十二」とあり。
371	24	51.6	23.5	19.6	1.9		有	B	完		有	元久二年	表紙割かれ。
372	24	51.9	22.5	19.7	1.8		有	A	完		有	なし	頭書の被ち落とし。尾題直後で切断。表紙割かれ。
373	不明	計測不能	23.8	19.6	1.8			裂			有	なし	後ろ表紙の裏打ちの反故紙に書目(太平記等)あり。
374	25	53.2	24.3	19.8	1.9		有	A	完		有	なし	下欄外に摺り跡あり。裏打ち紙が薄墨色。
376	24	計測不能	24.1	19.8	1.8			A：前後表紙とも別巻のもの			有	なし	表紙は前後とも題箋なく、どちらも後ろ表紙。現前表紙は紙高22.5、現後表紙は紙高22.6と、いずれも本紙より小さく、別巻のもの。
377	24	52.8	23.8	19.8	1.7		有	A			有	なし	
379	23	52.8	24.3	19.7	1.9		有	A			有	なし	
380	24	53.9	24.1	19.6	1.7		有	A	完		有	元久二年	紙継目に印あり。
381	23	51.6	24.2	19.6	1.8		有	A	完		有	元久二年	
382	24	52.0	24.3	19.5	1.8			B	完		有	伴氏	
383	不明	計測不能	計測不能	19.6	1.8			裂		前欠・後欠	有	なし	
384	23	51.4	23.7	19.7	1.8		有	B	完		有(下部欠)	なし	
385	22	計測不能	24.4	19.6	1.8			A別圖	完		有	元久二年	表紙破損大、残欠一紙挟み込みあり、別置す。
387	23	51.4	22.9	19.4	1.8			A			有	伴氏	
388	24	51.1	23.9	19.7	1.8		有	B	完	前欠	有	なし	冒頭「部分不可動品第七十三」(巻388)で首題欠。首題1行分の断簡の挟み込み。尾題次行で切断。破損部に古い補写あり。
389	25	51.4	24.5	19.7	1.8			裂	完		有	なし	尾題「巻第三百八十九」と「巻第八十九」との二行あり。
390	24	51.6	24.2	19.7	1.8			A	完		有	元久二年	中間に補写あり。尾題次行に奥書。
392	22	47.7	24.1	19.6	1.8		有	A			有	伴氏	修補紙に補写あり。

巻次	折数	一紙長	紙高	界高	界幅	訓	校	表紙	近世	原本欠失	尾題	奥書タイプ	備考
394	25	51.2	24.5	19.6	1.8		有	A	完		有	なし	尾題後4行余白。
398	21	51.3	24.3	20.0	1.8		有	A	完		有	なし	尾題後5行余白。前半・後半で二筆か。
404	26	49.3	23.7	20.8	1.8		有	B:後表紙 欠(別巻 紙を仮 置き)			有	伴氏	
407	24	56.4	24.4	19.7	1.6			A	完		有		尾題次行で切断。
410	25	50.8	23.7	20.8	1.7			B	完		有	元久二年、治承六年	
413	25	48.2(当初部分)	24.3	20.5	1.8		有	A	完		有	嘉暦四年	巻首18行・巻末5折は天地各一本横界のみ(縦界線なし)の補写。巻首に2行分程空行あり。奥書「奉 被修理 大般若経 法華寺」奥書の修理銘とは別筆か。
415	24	49.1	24.2	20.7	1.8		有	A	完		有(後筆)	なし	巻首3行は天地各一本の横界のみで補写。尾題は、補紙とまたがる後筆(巻首3行とは別筆)。
419	23	43.5	23.7	19.9	墨界なし		有	B	完		有	嘉暦四年	1.8の押界あるか。
422	23	57.5	23.7	20.5	1.8		有	B		後欠*	—	なし	冒頭17行は天地各一本横界のみ(界高19.5)で補写(鎌倉~南北朝か)。行末の一字は地界線をはみ出す。
423	23	47.8	23.6	20.5	1.8		有	B	完		有	なし	
424	23	50.3	24.3	20.9	1.9			B	完		有	伴氏	尾題の次行1行空行で奥書。
428	24	52.8	23.4	20.6	1.8		有	B	完		有	なし	尾題直後で切断。
430	15	51.0	23.7	20.2	1.8		有	A	完		有	なし	端に2行半空行ありて首題。尾題半切。表紙糊割がれ。
436	22	53.5(48.3)	23.8	21.1	1.8		有	B	完		有	なし	尾題次行で切断。
439	21	53.6	23.7	21.0	1.8			B	完	後欠*	—	—	
441	21	45.5	24.5	21.2	1.7		有	B	完	後欠*	—	—	巻441~448同筆。
442	22	47.5	24.2	21.2	1.7		有	B	完		有	観前(タイプ不明)	尾題次行空行。2行目破断。裏打紙に注文断簡あり。
443	23	45.6	24.0	21.1	1.6		有	B	完		有	なし	尾題次行空行。2行目切断。
444	22	46.5	23.7	21.2	1.7		有	B:後表紙 欠(別巻 紙を仮 置き)			有	なし	尾題直後切断。2紙目より補写あるか。
445	21	45.8	24.1	21.3	1.7		有	A	完		有	なし	尾題後3行空行。
446	22	45.6	24.1	21.3	1.6			B	完		有	観前(タイプ不明)	尾題次行切断。巻首一紙補写。
448	22	45.6	23.5	21.2	1.7			A:前表紙 欠(別巻 紙を仮 置き)			有	なし	尾題次行空行。
450	20	42.2(巻首) 47.2(中間)	24.6(巻首) 24.6(中間)	21.2(巻首) 21.3(中間)	1.7(巻首) 1.6(中間)		有	B	完		有	元久二年、寛永二年、永享十三年	巻首・巻末が補写か。中間部分と別筆。
451	22	48.4	24.1	21.2	1.8		有	A	完		有	なし	尾題あり次行より後表紙内側に取む。
452	23	48.7	22.6	21.3	1.8		有	A:後表紙 欠(別巻 紙を仮 置き)			有	なし	尾題次行空行。以下欠。後表紙Bは大きさ異なり(縦24.0)別巻のもの。
456	24	49.4	24.2	21.2	1.8		有	A	完		有	なし	尾題次行空行。
458	24	48.8	24.4	21.3	1.8		有	A	完		有	なし	尾題次行空行。
464	24	50.2	24.4	21.1	1.8		有	A	完		有	なし	尾題後空行2行半。
465	25	48.7	23.9	21.3	1.8		有	B:前表紙 欠(別巻 紙を仮 置き)			有	なし	尾題直後切断。
466	25	48.8	24.3	21.4	1.8		有	A	完		有	元久二年	
467	24	48.8	23.6	21.5	1.8		有	B	完		有	なし	尾題後1行半空行。
468	24	49.6	24.1	1.5	1.7			B	完	後欠*	—	—	
469	24	49.0	22.6	21.2	1.8		有	A	完		有	伴氏	見返し「奉 新修理 大般若経 法華寺」。上下裁ち落しあり。
471	24	50.3	24.5	19.8	1.8		有	B	完		有	元久二年	旧折山幅12行(6行の折本)。
473	24	50.5	24.3	20.0	1.8		有	A	完		有	伴氏	後表紙糊割がれ。
474	23	50.2	24.3	19.8	1.8		有	A	完		有	なし	
475	24	49.5	24.0	19.9	2.0			裂	完		有	なし	尾題下に別筆カで花押あり。
476	22	50.5	24.3	19.8	1.8		有	A			有	元久二年	

巻次	折数	一紙長	紙高	界高	界幅	訓	校	表紙	近世	原本欠失	尾題	奥書タイプ	備考
478	26	50.5	24.6	19.9	1.8		有	A	完		有	伴氏	江戸の修理時に奥書上に細長い貼紙を貼って墨すが剥がれ。
479	24	49.8	24.3	19.9	1.8	有	有	A	完		有	なし	尾題次行空行。「十」「十二」の墨書、紙継の印か。
480	22	50.2	24.6	20.0	1.8	有		B		後欠	—	—	
481	23	51.3	24.4	19.6	1.9		有	A	完		有	なし	
484	26	51.5	23.6	19.5	1.7		有	A	完		有	なし	尾題左半以下欠。巻末補紙に紙背文書（近世）あり。
485	25	51.6	23.4	19.7	1.9	有	有	B		後欠*	—	—	後欠にて近世改竄。
486	25	51.6	23.6	19.7	1.8		有	A			有	元久二年	
489	20	45.3	24.2	19.9	1.9	有	有	A		後欠*	—	—	
491	23	45.4	23.7	19.7	1.8		有	A	完		有	なし	後表紙Bがあったが、巻90に本来の後表紙があり、入れ替える。
494	22	51.8	24.4	19.8	1.7			A	完		有	伴氏	
496	25	51.6	23.5	19.8	1.8		有	B	完		有	元久二年	
499	24	51.5	24.6	19.7	1.7		有	B	完		有	なし	
500	23	51.6	24.1	19.7	1.9		有	B	完		有	元久二年に伴氏を重ね書き	奥書、尾題前行に行間書。
501	22	56.5	24.0	19.8	1.7			B	完		有	なし	
502	26	52.5	23.9	19.9	1.8		有	B: 後表紙欠			有	なし	A9-18とB6-14を統合。
504	25	51.3	24.6	19.5	1.8	有	有	A	完	後欠*	—	—	
505	26	51.4	24.3	19.6	1.8		有	A	完		有	なし	
508	23	51.7	24.6	19.7	1.8		有	B			有	なし	尾題次行で切断。首題～7行目は押界（界高19.7、幅2.2）の料紙を用い、後補か。
509	約28	測定不能	24.2	19.6	1.7	有	有	裂			有	なし	尾題次行で切断。
510	25	51.0	24.0	19.7	1.8	有	有	A	完		有	元久二年	
511	26	51.1	24.2	19.8	1.8	有	有	A	完		有	なし	冒頭首題～11行目まで、それ以降と別料紙（紙高23.9、界高19.9、界幅1.8）、別筆（補写）。
514	24	51.5	24.1	19.5	1.9	有	有	B		後欠*	—	—	
515	26	51.8	23.8	19.8	1.8		有	B	完		有	なし	
516	25	52.1	24.1	19.6	1.8	有	有	A	完		有	なし	尾題が並んで二つある。一行目は本文と異筆。
518	25	51.3	24.3	19.7	1.9	有	有	A	完		有	なし	改竄時に虫欠部を補紙で埋め補筆する箇所多数。紙継目合わせ数字を頭書。尾題含む末尾10行は別料紙（界高19.8、界幅1.9）で補写。
519	25	51.3	24.4	19.7	1.9	有	有	A		前欠	有	なし	首題欠（品名は巻第519で可）。
520	25	51.6	23.5	19.9	1.8	有	有	A			有	元久二年、伴氏	字の右側に振仮名、左側に字義が薄墨で記された箇所あり。奥書直後で切断、後を見返しとをつなぐ補紙からも外れている（後表紙は見返し補紙のところか本体と外れている）。元は奥書の後にも紙が貼られ、見返し補紙に貼られていたものか。
522	約17	計測不能	23.4	19.8	1.8			B 別置: 後表紙欠 (別巻の前表紙Bを仮置き)		後欠	—	—	
523	26	50.8	24.3	19.6	1.9	有		A			有	なし	
525	28	50.2	24.0	19.5	1.9			A	完		有	伴氏	
526	25	52.6	24.3	19.6	1.8			B	完	後欠*	—	—	首15行補写（押界高19.7、幅1.8）。最後の2紙分裏打ちなし。
527	25	51.0	23.5	19.6	1.8			A	完		有	なし	尾題次行で切断。
528	25	51.6	24.0	19.4	1.9			A	完		有	なし	
529	23	52.0	23.3	19.4	1.8			A	完		有	なし	
531	23	51.7	24.5	19.8	1.8	有	有	B	完		有	なし	尾題のみ補紙・補筆。尾題紙と後見返し紙との継紙に紙背文書（近世帳簿）あり。傍訓カキ墨色2種。
533	23	51.6	24.0	19.7	1.8	有	有	B	完		有	なし	尾題次行で切断。
535	23	51.7	22.3 (補紙なし)	19.7	1.8			A			有	なし	紙高23.5 (補紙含む)。尾題後2行空行。冒頭補紙と本紙とが剥がれ、後表紙と本紙をつなぐ補紙逸失 (尾題あるが本紙と後表紙は接続せず)。
537	22	51.6	24.4	19.8	1.8	有	有	A	完		有	なし	尾題次行で切断。

巻次	折数	一紙長	紙高	界高	界幅	副校	表紙	近世	原本欠失	尾題	奥書タイプ	備考
540	24	52.2	24.0	19.6	1.9	有	有	A	完	有	なし	尾題直後で切断。
542	23	48.8	24.8	19.4	1.8	有	有	A	完	有	なし	尾題後3行半空行。
544	23	47.0	23.6	19.5	1.8	有	有	B:前表紙欠		有	なし	尾題後2行空行。普通1行は短冊状に切れている。異本注記あり。
546	約17	計測不能	計測不能	19.7	1.8			A	後欠	—	—	尾題部分は補紙から剥がれて欠失。一折分(谷折)、虫損により本体から外れて挟み込み。
549	25	52.1	23.7	19.8 (一部天界二本)	1.8	有	有	B	完	有	元久二年、伴氏	尾題次行空行。見返し補紙と本紙冒頭が剥がれ。天界線の上に並行して墨横界が見られる箇所あり。
552	不明	計測不能	24.3	19.6	1.8			(A)別置:前表紙欠(見返しのみ残)		有	なし	
553	24	51.7	23.3	19.6	1.8	有	有	B	完	有	文治二年	
554	30	52.7	24.2	19.5	1.9	有	有	A	完	有	なし	奥空行あり。
556	28	52.3	23.8	19.8	1.8			B	完	有	なし	A5-12より後欠部を統合。
559	25	51.0	24.2	19.7	1.8	有	有	A	完	有	なし	尾題直後で切断。
560	24	51.8	24.1	19.7	1.8	有	有	B:前表紙欠(別巻の後表紙を仮置き)	完	有	元久二年	
561	24	51.3	24.4	19.6	1.8	有	有	A		有	なし	傍訓カナ墨色2種。
562	22	50.8	23.7	19.7	1.8	有	有	A	完	有	なし	奥空行あり。傍訓カナ墨色2種。
569	24	52.6	23.8	19.5	1.8	有	有	B	完	後欠*	有	尾題あるも、末尾大部分が後表紙見返し内。
570	約21	49.5	24.1	19.9	1.8	有		A		有	なし	尾題直後で切断。傍訓カナ墨色2種。
571	24	42.5	24.4	19.7	1.7		有	A		有	なし	改装以前の虫損あり。後表紙と見返しが剥がれ。別巻の見返し一紙挟み込み。校正書き入れ、巻572とは別巻。
572	23	計測不能	24.2	19.7	1.8	有	有	B		有	伴氏、建保二年、抹消跡	奥書抹消跡、元久二年とは別タイプか。頭書・傍書は建保奥書と同筆か。
573	23	56.0	24.0	19.8	1.8	有	有	B	完	有	伴氏	
582	26	51.9	22.6	19.9	1.8	有	有	A	完	有	伴氏	
584	22	51.7	24.3	19.8	1.8	有	有	A	完力	有	伴氏	
585	22	52.7	24.2	19.7	1.8		有	A		有	なし	尾題直後で切断。
586	21	51.2	23.3	19.4	1.7			A	完	有	なし	尾題後1行半空行。
587	22	51.6	24.2	19.7	1.8	有	有	A	完	有	なし	尾題次行で切断。
588	21	51.8	24.0	19.7	1.8	有	有	A	完	有	伴氏	尾題後4行半(2行目に奥書)。
589	24	52.5	23.9	19.7	1.8	有	有	A	完	有	伴氏	
590	23	50.7	23.7	19.6	1.8	有	有	B	完	有	なし	尾題次行で切断。
591	21	50.0	23.3	19.7	1.9	有		A	完	有	なし	尾題次行で切断。
594	不明	計測不能	24.3	19.5	1.8			裂	後欠	—	—	開披の跡あり。
597	24	49.7	23.8	19.7	1.8	有	有	B	完	有	なし	尾題を含む3行は後表紙の内側(現在糊割がれ)。後補の後表紙および後見返しの内側に「三〇」と墨書あり。
598	24	49.8	24.0	19.7	1.8	有	有	B	完	有	なし	奥書次平行で切断。
599	26	50.2	24.2 (本紙23.0)	19.5	1.8	有	有	A	完	有	なし	奥書次行で切断。
242a	—	—	—	—	—			B:前表紙のみ残欠				見返しに続く補紙の裏に「口大般若波羅密多經卷第二百四十二」と内題の補写あり。現巻242は完存し、他巻に転用されて糊割がれで所属不明に。
不詳	—	—	—	—	—			B別置:後表紙のみ残欠				巻345と一緒にしていたが、本来の表紙が見つかり別置。
不詳	—	—	—	—	—			裂:後表紙のみ残欠				巻160と一緒にしていたが、本来は紙表紙のため別置。
不詳	—	—	—	—	—			A:後表紙のみ残欠				巻240・巻340の原2帖が3帖として混置。整理後、後ろ表紙Aが2枚が余る。

法華寺所蔵『大般若波羅蜜多經』識語一覽

※元久二年識語の擦消は、□のみで示した場合がある。痕跡から判読できる場合は「」、字数と併せて推定できる場合は「()」と、一応の区別をした。

【治承六年十元久二年】 ※治承六年ハ養和二年ノ寿永元年(二八二)。一卷。
卷四一〇 治承六年八月□日 書了、
(別筆) 元久二年十一月廿三日、向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) 道房

【文治二年】(二一八六)

卷五五三 文治二年八月十二日書了、

【元久二年】(二一〇五)

卷一〇 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) 房ノ生年卅五才

卷三一 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) (擦消)

卷四一 大仏頂持者金剛仏子源朗

卷八〇 大仏頂持者金剛仏子源朗

卷八一 元久二年十一月廿三日向□□□□□□□□□□^(大久万別処) 生年卅五

卷八五 元久二年十一月廿三日 向奉大久万別処□□□□□□□□□□^(大久万別処) 道房源朗生年卅五

卷九一 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) 毘沙門堂

卷九五 元久二年十一月廿三日 向奉大久万別処乘蓮房

卷一〇九 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) 乘蓮房源朗ノ生年卅五□

(尾題下) 師岡法華寺

卷一二 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) 毘沙門□乘蓮房ノ生年卅五才

卷一七〇 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) (以下擦消)

卷一八〇 元久二年十一月廿三日 向奉(擦消)□□□□□□□□□□^(大久万別処) (擦消)

卷二〇一 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) (擦消)

卷二二〇 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) (擦消)

□□寺毘沙門□主乘蓮房生年卅五

卷二八八 元久二年十一月廿三日 向奉(以下半切)

卷三〇〇 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) 毘沙門堂主僧房ノ

卷三一〇 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) (以下切斷)

卷三三〇 (元久二年識語の擦消跡)

卷三四一 元久二年十一月廿三日 向奉大仏頂持者□□□□□□□□□□^(大久万別処) 生年卅五

卷三五五 元久二年十一月廿三日 □□□□□□□□□□^(大久万別処) 大仏頂持者乘蓮房ノ生年卅五

(実行にも擦消カ)

卷三七一 大久万別処大仏頂持者□□□□□□□□□□^(大久万別処) 房

卷三八〇 元久二年十一月廿三日 □□□□□□□□□□^(大久万別処) 毘沙門堂主

(以上原抹)

卷三八一 元久二年十一月廿三日 □□□□□□□□□□^(大久万別処) 持者

卷三八五 元久二年十一月廿三日 □□□□□□□□□□^(大久万別処) 大仏頂持者□□□□□□□□□□^(大久万別処) 仏子源朗

卷三九〇 元久二年十一月廿三日 □□□□□□□□□□^(大久万別処) (以下切斷)

卷四〇六 大仏頂持者□□□□□□□□□□^(大久万別処) (以下切斷)

卷四七一 元久二年十一月廿三日、向奉大仏頂持□金剛仏□源朗□□□□□□□□□□^(大久万別処) 生年卅五

卷四七六 大仏頂持者□□□□□□□□□□^(大久万別処) (擦消)

卷四八六 大仏頂持者□□□□□□□□□□^(大久万別処) (擦消)

卷四九六 元久二年十一月廿三日 向奉大久万別処□□□□□□□□□□^(大久万別処) (以下切斷)

卷五〇〇 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) (以下切斷)

卷五〇一 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) (以下切斷)

東城寺毘沙門□□□□□□□□□□^(大久万別処) 蓮房生年卅五

【元暦元年十元久二年】

卷一六〇 元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) 別処毘沙門□□乘蓮房

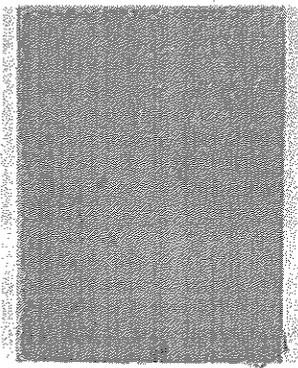
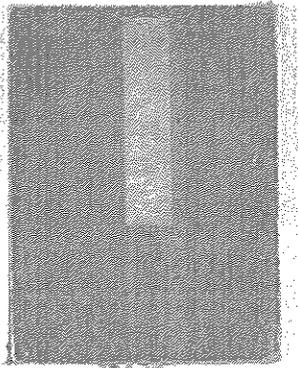
(別筆) 大檀那散位草壁末友女伴氏

為現世安穩後生善処、

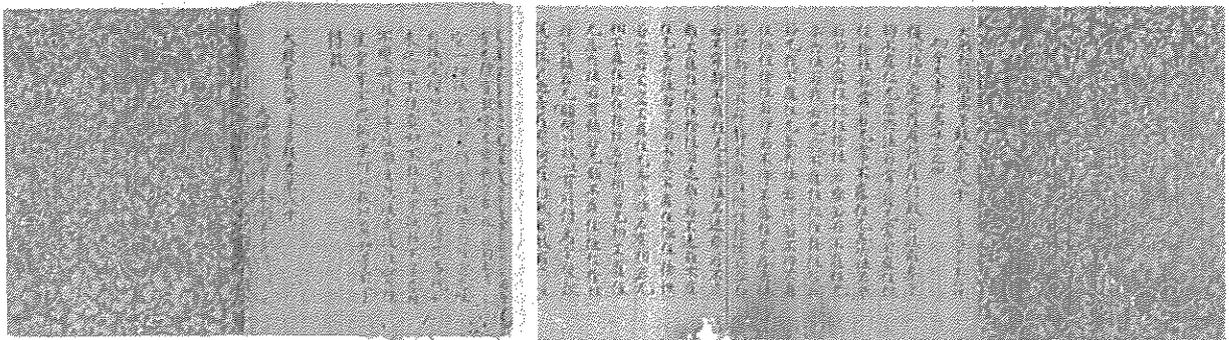
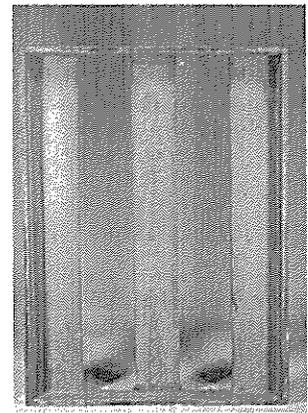
卷五〇〇 (別筆) 大檀那草加部末友(末友は「元久二」に重ね書き)

元久二年十一月廿三日 向奉□□□□□□□□□□^(大久万別処) (以下切斷、残画あり)

法華寺
紙本墨書大般若經



附 旧経箱残欠



大般若波羅密多經卷第一百六十一
 大久万別處 乘蓮房
 大檀那散位草壁末友女伴氏
 為現世安穩後生善處

故四靜慮四靜惠白性空四元量四元色之
 四元量四元色之白性空是四靜慮非即
 非即性空四元量四元色之白性亦非即性
 非即性即性淨成彼淨家多於此淨我彼
 淨多白靜惠不可得彼淨不淨亦不可得
 元量四元色之不可得彼淨不淨亦不可
 得所以者何此中尚元四靜惠不可得何元
 有彼淨與不淨汝若能作如是淨或是不淨
 或彼淨密多倚心也言是善思善女人善
 作此等流是為宣說其心淨或彼淨密多人
 大般若波羅密多經卷第一百六十一
 元久二年十一月廿三日向奉

【卷90】元久二年十一月廿三日
 向奉大久万別處
 乘蓮房源蓮生年四十五

【卷160】元久二年十一月廿三日向奉
 大久万別處毘沙門堂乘蓮房
 大檀那散位草壁末友女伴氏
 為現世安穩後生善處

大般若波羅密多經卷第一百六十一
 大久万別處 乘蓮房
 大檀那散位草壁末友女伴氏
 為現世安穩後生善處

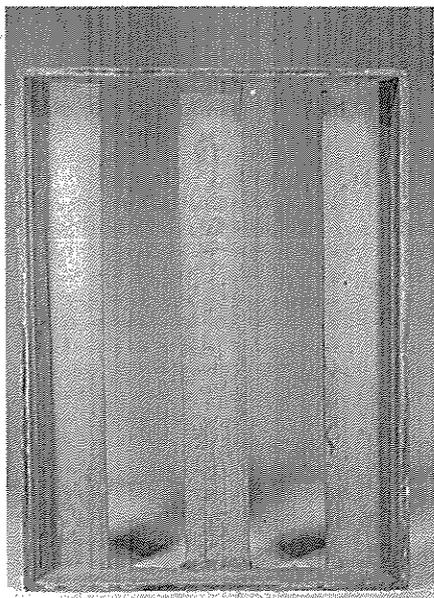
大般若波羅密多經卷第一百六十一
 大久万別處 乘蓮房
 大檀那散位草壁末友女伴氏
 為現世安穩後生善處

【卷520】元久二年十一月廿三日向奉
 大久万別處 乘蓮房
 都筑郡池辺郷草壁末友女大施主伴氏

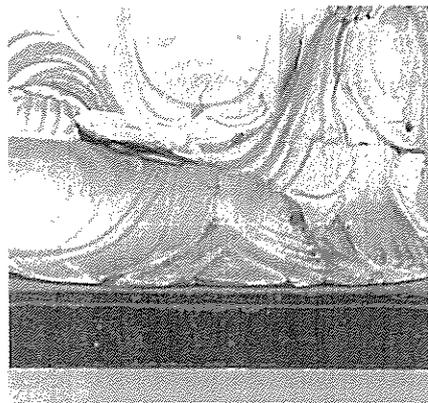
【卷560】元久二年十一月廿三日 向奉大久万別處
 東城寺毘沙門堂主乘蓮房源朗生年四十五

附 旧経箱残欠

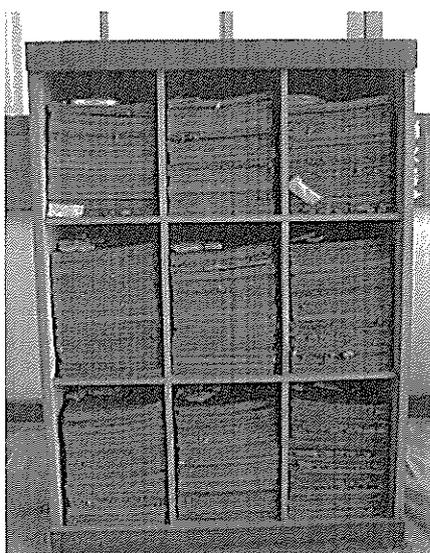
底面墨書「貞治四年（乙巳）二月廿四日新造花城坊」



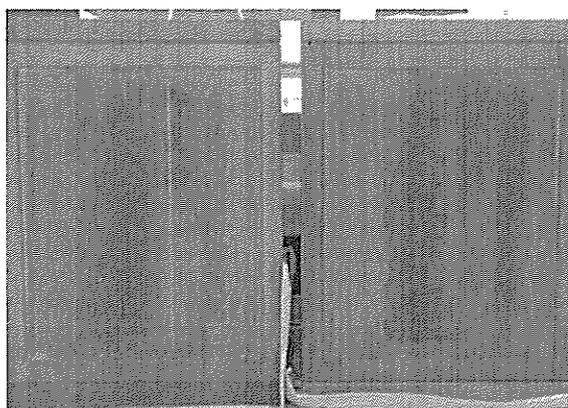
正面墨書（朱漆書）「貳 / 百 / 一」



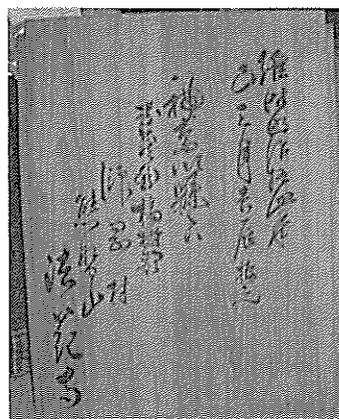
現經箱
收納狀態



蓋表墨書

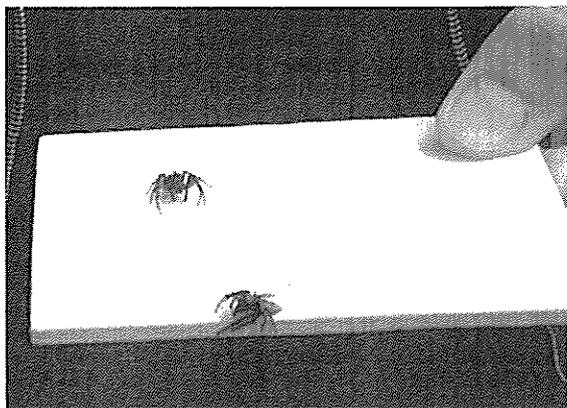


蓋裏墨書



令和元年度 市地域文化財候補概要

1 ホンチ（くも合戦）（無形民俗文化財）



保存団体：横浜ホンチ保存会（代表者：末崎 正）

住 所：横浜市青葉区

概 要：繁殖期の習性を利用して、ホンチ（ネコハエトリグモの雄）を戦わせる伝承遊び。かつて日本列島沿岸部に広く見られたくも合戦は、横浜市、富津市（千葉県）、始良市（鹿児島県）、四万十市（高知県）、海南市（和歌山県）等で伝承されている。ネコハエトリグモを用いるのは横浜と富津に限られる。横浜のホンチは1960年代までは男子の遊びとして学校などでおこなわれたが、1964年東京オリンピックの頃を境に徐々におこなわれなくなった。現在、年一度5月に、金沢自然公園などで横浜ホンチ保存会主催の横浜ホンチ・トーナメント大会がおこなわれ、ネコハエトリグモの採集法や飼育法また戦わせ方など多くの民俗知識の束が伝承されている。

横浜市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第6条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを横浜市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定により指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（審議会への諮問）

第56条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
 - (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
 - (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
 - (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
 - (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
 - (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
 - (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第3項、第25条第4項及び第6項、第33条第4項、第41条第3項並びに第52条第4項及び第6項の規定に該当する場合は、審議会への諮問を要しない。

第16期文化財保護審議会委員

※五十音順

No.	氏名	現勤務先・役職等	専門
1	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授	絵画
2	いけがみ さとる 池上 悟	立正大学教授	考古（古墳・歴史）
3	うえやま かずお 上山 和雄	國學院大學名誉教授	近代史
4	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院教授	建築
5	おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学教授	民俗
6	かしま まさる 加島 勝	大正大学教授	工芸(金工)
7	ごみ ふみひこ 五味 文彦	横浜市ふるさと歴史財団理事長	中世史
8	てづか なおき 手塚 直樹	青山学院大学名誉教授	考古（中世）
9	なかむら ひろこ 中村 ひろ子	元神奈川大学特任教授	民俗
10	にしおか よしふみ 西岡 芳文	上智大学特任教授	歴史（中世）
11	はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学教授	庭園
12	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学特任教授	植物
13	ほしの れいこ 星野 玲子	鶴見大学准教授	保存科学、石造文化財
14	みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学教授	建築
15	みどうしま ただし 御堂島 正	大正大学教授	考古（旧石器～縄文）
16	やすむろ さとる 安室 知	神奈川大学大学院教授	民俗
17	やまもと つとむ 山本 勉	清泉女子大学教授	彫刻
18	よしだ こういち 吉田 鋼市	横浜国立大学名誉教授	建築

(任期：平成30年6月1日から令和2年5月31日まで)

10/25 会議資料（P.43）に誤りがあったため、一部訂正しました。